

事業概要

令和6年度版

和歌山県伊都振興局健康福祉部 (橋本保健所)

〒649-7203 和歌山県橋本市高野口町名古屋 927

TEL: (0736) 42-3210 (代表)

総務福祉課

TEL: (0736) 42-0491 FAX: (0736) 42-5468

TEL: (0736) 42-5556

保健課

TEL: (0736) 42-5440 FAX: (0736) 42-0886

衛生環境課

TEL: (0736) 42-5443 FAX: (0736) 42-5466

目 次

1	管内の概況	1
2	沿革 保健所の沿革/福祉事務所の沿革/健康福祉部の沿革	1
3	組織と職員 組織及び業務/職種別配置状況	2
4	定期事業一覧表	3
5	人口動態統計 調査の概要/結果の概要/統計表	4
〔総務福祉課〕		
1	民生委員・児童委員	14
2	生活保護 保護状況/保護の推移	15
3	障害児者福祉 身体障害者手帳交付状況/療育手帳交付状況/特別障害者手当等認定状況/介護給付費支給決定者数/手話通訳者設置	16
4	高齢者福祉 高齢化の状況/入所施設及び在宅介護支援センターの整備状況/在宅福祉・生きがい支援/老人クラブ状況/高齢者の生活状況	19
5	介護保険 要介護認定に関する研修/介護保険制度における要支援・要介護認定者数/介護サービス利用方法及び介護保険指定事業者数	22
6	児童福祉 母子生活支援施設/助産施設	24
7	母子・父子・寡婦福祉 母子父子寡婦福祉資金の貸付/児童扶養手当制度/母子父子家庭自立支援給付金事業	24
8	配偶者暴力相談、女性相談	25
〔保健課〕		
1	精神保健福祉 こころの健康相談事業/電話相談・来所相談等/訪問指導/精神障害者家族教室事業/精神障害者家族会支援/精神障害者社会参加促進事業/精神障害者に係る申請・通報・届出処理件数/措置入院患者状況/医療保護入院のための移送状況/医療保護入退院状況/精神障害者保健福祉手帳交付状況/自立支援医療（精神通院）受給者状況	26
2	原子爆弾被爆者対策	31
3	難病対策 特定医療費（指定難病）/特定疾患治療研究事業/難病患者在宅ケア事業/難病対策地域協議会/難病患者等居宅生活支援事業/特定医療費（指定難病）、特定疾患受給者証交付状況/特定医療費（指定難病・特定疾患）受給者証交付状況/難病患者医療相談事業実施状況/難病患者訪問相談事業実施状況	32
4	健康増進 橋本保健医療圏地域・職域連携推進事業/喫煙対策/食生活改善推進事業/糖尿病性腎症重症化予防対策/みんなで実践！健康づくり運動ポイント事業	36
5	栄養 栄養改善指導/団体育成	41

6	母子保健	43
	療育相談/家族でよい歯のコンクール/思春期保健/子供の事故予防対策事業/特定不妊治療費助成/母と子の健康づくり運動協議会/小児慢性特定疾病医療費助成事業	
7	医事	47
	医療機関の状況	
8	救急医療	49
	救急医療体制/小児医療体制	
9	災害医療	50
10	へき地医療	51
11	医療安全相談	51
12	結核予防対策	51
	新登録患者数/登録患者数/結核住民検診実施状況/結核検診受診者数	
13	感染症予防	56
	感染症発生状況/検便検査実施状況/感染予防(普及・啓発)	
14	クリニック	58
15	エイズ予防	58
	相談及び抗体検査件数/エイズ啓発	
16	地域看護実習	59
〔衛生環境課〕		
1	食品衛生	60
	食品営業許可等/監視指導/自主衛生管理の推進/食品表示に係る相談及び指導/食品等検査	
2	食鳥検査	66
3	狂犬病予防及び動物の愛護及び管理に関する法律関係	67
	動物保護管理指導状況/苦情(依頼)状況/地域猫対策計画認定状況/登録・注射実施状況/動物取扱業延べ登録・届出数	
4	環境衛生	69
	生活衛生営業(利用)許可状況/浄化槽保守点検登録業者許可状況/一般廃棄物処理施設/遊泳用プール(学校プールを除く。)の状況/公害関係法令関係施設/産業廃棄物関連等許可件数/公害関係苦情受理件数/環境保全関連立入調査及び現地確認件数/産業廃棄物関連処分業者への指導・処分件数/フロン排出抑制法登録業者/自動車リサイクル法登録業者/県外産業廃棄物の搬入協議申請承認件数	
5	水道	73
	水道施設普及状況/簡易専用水道施設検査実施状況	
6	自然公園	75
	自然公園/自然公園許認可件数	
7	鳥獣保護	76
	鳥獣保護区/鳥獣保護管理員/傷病鳥獣受入状況/ツキノワグマ出没対応/高病原性鳥インフルエンザ対応	
8	薬事、麻薬等薬物及び毒物劇物関係	79
	薬事関係監視指導/医薬分業の推進/薬薬連携の推進/麻薬取扱施設監視指導/不正大麻・けし撲滅/毒物劇物販売業監視指導/薬物乱用防止事業	
9	骨髄バンク、臓器移植、献血事業関係	83
	骨髄バンク推進事業/臓器移植推進事業/献血/フィブリノゲン製剤等に関する相談	

健 康 福 祉 部
(橋本保健所)

聽 許 許 聽 聽
(兩 對 對 本 對)

1 管内の概況

当管内は、橋本市、かつらぎ町、九度山町及び高野町の1市3町からなり、県の北東部に位置し、総面積は463.24km²で県面積の約9.8%を占める。

北は和泉葛城山系をへだてて大阪府に、東は奈良県に、西は紀の川市に接しており、中央北部には、東西に流れる紀ノ川があって、この流域の平野・丘陵地帯には、約9割の人口が集中している。南は、世界遺産がある高野山や県内最高峰の龍神岳（1,382m）に連なる山並みが続き、有田郡・海草郡と接している。

交通は、東西方向に主要道路である国道24号が通り、それに並行してJR和歌山線（和歌山～王寺）が通っている。南北方向には東に国道371号と南海高野線（難波～高野山）があり、大阪市への主要交通網となっており、西には国道480号があり、平成29年4月1日の鍋谷峠道路（かつらぎ町～和泉市）開通により大阪南部、関西空港への利便性が大きく改善された。また、京都・奈良・和歌山を結ぶ、延長120Kmの高規格幹線道路である京奈和自動車道の一部が供用されており、平成29年3月18日には、和歌山県内の全線（40.4Km）が開通した。

管内市町の人口・世帯数等

令和6年4月1日現在の推計人口

市町村	人 口			世 帯 数	一世帯当た り	面積（k m ² ）
	本 年	前 年	増 減 数			
橋本市	58,108	58,936	▲828	24,090	2.4	130
かつらぎ町	15,077	15,357	▲280	6,256	2.4	152
九度山町	3,612	3,551	61	1,603	2.3	44
高野町	2,695	2,761	▲66	1,336	2.0	137
計	79,492	80,605	▲1,113	33,285	2.4	463

※ 調査統計課からの情報

2 沿革

(1) 保健所の沿革

昭和14年8月25日に伊都地方を管轄する農山村型保健所として伊都郡高野口町名倉813-2に開設され、地域保健衛生センターとしての役割を果たしてきた。昭和55年12月新たに庁舎の建設に着手、昭和57年3月業務を開始した。

(2) 福祉事務所の沿革

昭和17年7月1日に県の出先機関として伊都地方事務所を設置。昭和43年8月28日伊都地方事務所及び伊都農地事務所を統廃合し、伊都県事務所を設置。同事務所民生課内に伊都福祉事務所を設置。

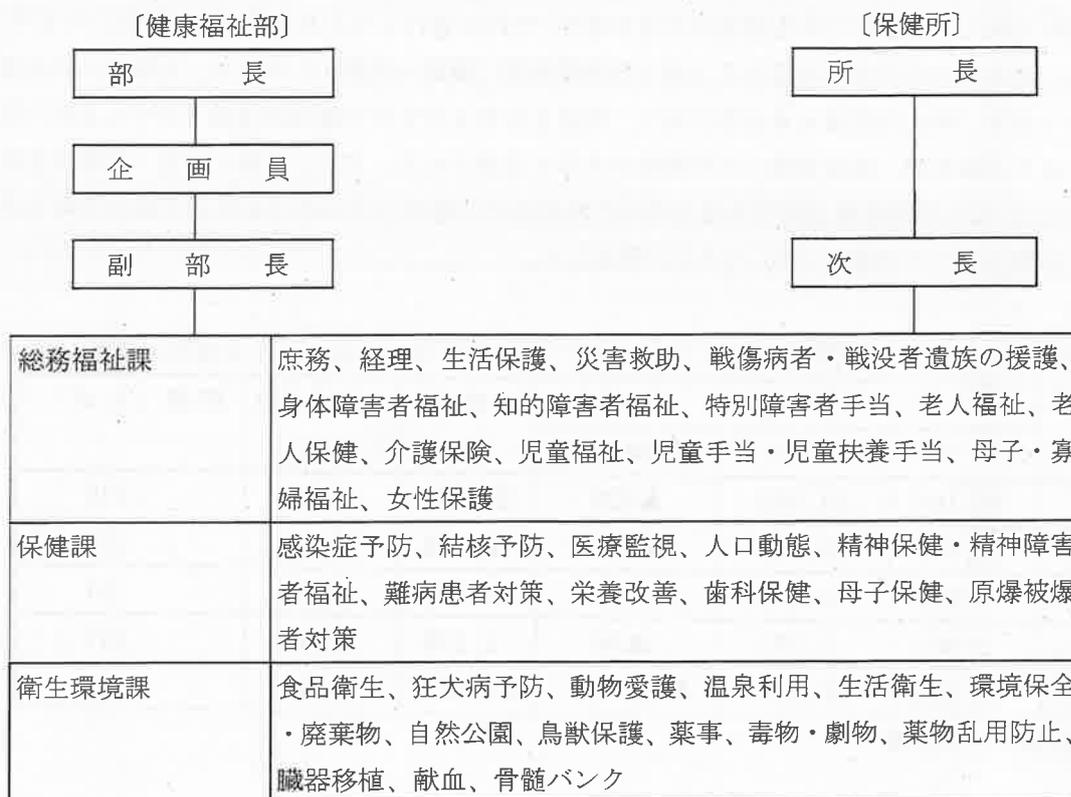
平成9年4月1日伊都県事務所民生課が廃止され、伊都福祉事務所福祉課として、高野口保健所内に移転。

(3) 健康福祉部の沿革

平成9年4月から保健・医療・福祉部門の連携強化を図るため伊都福祉事務所が高野口保健所内に移転。平成10年4月から振興局制度がスタートし、福祉事務所は伊都振興局健康福祉部内に設置。平成12年4月機構改革により福祉事務所の業務が健康福祉部へ移管され、健康福祉部職員が保健所職員を兼務。平成14年4月係制からグループ制へ移行した。

3 組織と職員

(1) 組織及び業務



(2) 職種別配置状況

令和6年4月1日現在

区分	現員	総務福祉課	保健課	衛生環境課
医師	3	3		
技師	1			1
事務職	17	11	2	4
保健師	6		6	
薬剤師	2			2
獣医師	2			2
臨床検査技師	2		2	
診療放射線技師	1		1	
管理栄養士	1		1	
計	35	14	12	9

※派遣医師、管理職員は総務福祉課に含む。

4 定期事業一覧表

事業	時期・時間等	内容
健康診断・健康相談 (クリニック) (予約制)	毎月 第2火曜日 (9時30分～11時)	医師による一般健康相談・健康診断
エイズ・性感染症等検査 (予約制)	毎月 第2火曜日 (9時30分～11時)	無料匿名検査 *性感染症等検査(梅毒、クラミジア、 HBs抗原、HCV抗体)
エイズ即日検査 (予約制)	偶数月 第2火曜日 (17時～19時)	無料匿名検査
療育相談 (予約制)	奇数月 第1木曜日 (9時～12時)	小児整形外科医による相談(診察)及 び理学療法士による訓練指導
こころの健康相談 (予約制)	毎月 第1金曜日 (13時～15時) 毎月 第4木曜日 (15時～17時)	こころの健康や引きこもりについて 精神科医による医療相談
骨髄バンク登録受付(検査) (予約制)	毎月 第2火曜日 (9時30分～11時)	骨髄移植推進財団への骨髄バンクの ドナー登録

5 人口動態統計

I. 調査の概要

(1) 調査の目的

出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の5種類の「人口動態事象」について、その実態を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得るために、「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」による届出書に基づいて作成された人口動態調査票を、厚生労働省において集計したものである。

(2) 調査の期間及び対象

本資料では、日本において発生した日本人に関する事件で、令和4年1月1日から令和4年12月31日までに発生したものを集計し、掲載している。

(3) 用語の説明

自然増加 : 出生数から死亡数を減じたもの
乳児死亡 : 生後1年未満の死亡
新生児死亡 : 生後4週未満の死亡
早期新生児死亡 : 生後1週未満の死亡
死産 : 妊娠満12週以後の死児の出産
周産期死亡 : 妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの

(4) 率の算出

出生・死亡・自然増加・婚姻・離婚率 : 人口千対
乳児・新生児・早期新生児死亡率 : 出生千対
死産率 : 出産(出生+死産)千対
周産期死亡率 : 出産(出生+妊娠満22週以後の死産)千対
死因別死亡率 : 人口10万対

(5) 諸率の算出に用いた人口

	人口(総数)
全 国	122,031,000
和歌山県	896,000
管 内	81,286
橋本市	59,339
かつらぎ町	15,510
九度山町	3,624
高野町	2,813

「令和4年和歌山県の人口動態統計(各定数)の概況」
和歌山県福祉保健部健康局 医務課

Ⅱ. 結果の概要

(1) 出生数

出生数は 405人で、前年の430人より25人減少した。

出生率は(人口千対) 5.0で、前年の5.2を下回った。

(2) 死亡数

死亡数は1,353人で、前年の1,233人より120人増加した。

死亡率は(人口千対) 16.6で、前年の14.9を上回った。

死因別に見ると、死因順位の第1位は悪性新生物、2位は心疾患(高血圧性を除く)、3位は老衰であり、全死亡者に占める割合は、それぞれ24.2%、14.2%、10.6%となっている。

(3) 自然増減数

出生と死亡の差である自然増減数は△948人で、前年の△803人より145人減少した。

自然増減率(人口千対)は△11.7で、前年の△9.7を下回った。

(4) 死産数

死産数は、8胎で、前年の6胎より2胎増加した。

死産率(出産千対)は19.4で、前年の13.8を上回った。

(5) 婚姻件数

婚姻件数は、214組で、前年の248組より34組減少した。

婚姻率(人口千対)は2.6で、前年の3.0を下回った。

(6) 離婚件数

離婚件数は94組で、前年の139組より45組減少した。

離婚率(人口千対)は1.2で、前年の1.7を下回った。

III 統計表

第1表 前年比較 (実数)

		出生	死亡	自然増減	乳児死亡	新生児死亡	死			産			周産期死亡			婚姻	離婚
							総数	自然死産	人工死産	総数	自然死産	人工死産	総数	妊娠満22週以後の死産	早期新生児死亡		
県	令和4年	5,238	14,308	-9,070	9	3	112	59	53	23	20	3	3,193	1,386			
	令和3年	5,514	12,930	-7,416	15	4	91	39	52	12	9	3	3,264	1,442			
	対前年	-276	1,378	-1,654	-6	-1	21	20	1	11	11	0	-71	-56			
管内	令和4年	405	1,353	-948	1	1	8	5	3	3	2	1	214	94			
	令和3年	430	1,233	-803	2	0	6	2	4	1	1	0	248	139			
	対前年	-25	120	-145	-1	1	2	3	-1	2	1	1	-34	-45			
橋本市	令和4年	316	894	-578	1	1	6	5	1	3	2	1	170	70			
	令和3年	336	832	-496	2	0	4	1	3	0	0	0	178	101			
	対前年	-20	62	-82	-1	1	2	4	-2	3	2	1	-8	-31			
かつらぎ町	令和4年	68	298	-230	0	0	1	0	1	0	0	0	36	16			
	令和3年	77	265	-188	0	0	1	0	1	0	0	0	47	29			
	対前年	-9	33	-42	0	0	0	0	0	0	0	0	-11	-13			
九度山町	令和4年	12	101	-89	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2			
	令和3年	9	71	-62	0	0	0	0	0	0	0	0	12	4			
	対前年	3	30	-27	0	0	0	0	0	0	0	0	-10	-2			
高野町	令和4年	9	60	-51	0	0	1	0	1	0	0	0	6	6			
	令和3年	8	65	-57	0	0	1	1	0	1	1	0	11	5			
	対前年	1	-5	6	0	0	0	-1	1	-1	-1	0	-5	1			

第2表 前年比較(率)

(人口千対,ただし死産率は出産千対)

		出生率	死亡率	自然増減率	死産率	婚姻率	離婚率
県内	令和4年	5.8	16.0	△10.1	20.9	3.6	1.5
	令和3年	6.1	14.3	△ 8.2	16.2	3.6	1.6
管内	令和4年	5.0	16.6	△11.7	19.4	2.6	1.2
	令和3年	5.2	14.9	△ 9.7	13.8	3.0	1.7
橋本市	令和4年	5.3	15.1	△9.7	18.6	2.9	1.2
	令和3年	5.6	13.8	△ 8.2	11.8	3.0	1.7
かつらぎ町	令和4年	4.4	19.2	△14.8	14.5	2.3	1.0
	令和3年	4.9	16.8	△ 11.9	12.8	3.0	1.8
九度山町	令和4年	3.3	27.9	△24.6	0.0	0.6	0.6
	令和3年	2.4	18.9	△ 16.5	0.0	3.2	1.1
高野町	令和4年	3.2	21.3	△18.1	100.0	2.1	2.1
	令和3年	2.8	22.5	△ 19.7	111.1	3.8	1.7

第3表 出生数及び率

(下段カッコ内は出生率：人口千対)

	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
管内	896 (9.2)	904 (9.2)	874 (8.9)	830 (8.2)	876 (8.5)	886 (8.6)	845 (8.1)	829 (8.1)	864 (8.2)	848 (8.1)	796 (7.6)	731 (7.1)	776 (7.6)	724 (7.1)	665 (6.6)	691 (6.9)	661 (6.7)
橋本市	468 (10.4)	469 (10.1)	467 (10.0)	435 (8.8)	468 (9.2)	446 (8.6)	474 (8.9)	469 (8.6)	500 (9.1)	500 (9.1)	480 (8.7)	420 (7.6)	474 (8.6)	440 (8.0)	375 (6.9)	397 (7.3)	376 (7.0)
かつらぎ町	193 (8.6)	191 (8.6)	160 (7.2)	173 (7.9)	164 (7.4)	181 (8.2)	158 (7.4)	150 (6.9)	150 (7.1)	128 (6.1)	124 (6.0)	130 (6.4)	138 (6.9)	128 (6.4)	133 (6.7)	134 (6.9)	127 (6.5)
高野口町	122 (7.8)	140 (9.0)	129 (8.3)	125 (7.7)	169 (10.3)	167 (10.2)	144 (9.1)	139 (8.6)	136 (8.6)	151 (9.6)	129 (8.3)	132 (8.6)	103 (6.8)	100 (6.6)	95 (6.4)	113 (7.6)	106 (7.3)
九度山町	62 (8.6)	52 (7.4)	60 (8.5)	58 (8.4)	40 (5.7)	56 (8.0)	31 (4.7)	41 (6.1)	47 (7.3)	39 (6.2)	37 (5.9)	27 (4.4)	32 (5.4)	35 (5.9)	35 (6.0)	28 (5.0)	34 (6.2)
高野町	45 (6.6)	47 (7.1)	50 (7.6)	36 (5.5)	31 (5.4)	35 (6.2)	32 (5.0)	26 (4.7)	29 (4.7)	29 (4.9)	23 (3.9)	19 (3.5)	26 (4.9)	19 (3.7)	26 (5.2)	18 (3.7)	18 (3.9)
花園村	6 (9.3)	5 (7.7)	8 (12.3)	3 (4.6)	4 (6.1)	1 (1.5)	6 (9.1)	4 (6.2)	2 (3.1)	1 (1.6)	3 (4.8)	3 (4.9)	3 (4.9)	2 (3.4)	1 (1.7)	1 (1.8)	0 (0.0)

(下段カッコ内は出生率：人口千対)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
管内	705 (7.2)	627 (6.5)	621 (6.5)	654 (6.9)	614 (6.6)	581 (6.4)	593 (6.5)	563 (6.2)	587 (6.6)	546 (6.2)	518 (5.9)	518 (6.0)	464 (6.5)	450 (5.4)	457 (5.5)	430 (5.2)	405 (5.0)
橋本市	530 (7.8)	482 (7.1)	455 (6.8)	491 (7.4)	451 (6.8)	439 (6.5)	428 (6.6)	422 (6.5)	427 (6.7)	407 (6.4)	378 (6.0)	402 (6.5)	350 (5.7)	347 (5.7)	344 (5.7)	336 (5.6)	316 (5.3)
かつらぎ町	130 (6.7)	114 (6.0)	112 (6.0)	118 (6.4)	108 (5.9)	105 (6.6)	119 (6.7)	106 (6.1)	123 (7.1)	110 (6.5)	100 (6.0)	81 (4.9)	94 (5.8)	80 (5.0)	83 (5.2)	77 (4.9)	68 (4.4)
九度山町	25 (4.6)	18 (3.4)	29 (5.6)	31 (6.1)	23 (4.6)	21 (3.5)	17 (3.6)	18 (3.9)	15 (3.3)	18 (4.1)	15 (3.5)	23 (5.5)	9 (2.2)	11 (2.8)	14 (3.6)	9 (2.4)	12 (3.3)
高野町	20 (4.4)	13 (3.0)	25 (5.9)	14 (3.4)	32 (8.1)	16 (7.5)	29 (7.8)	17 (4.7)	22 (6.3)	11 (3.3)	25 (7.6)	12 (3.8)	11 (3.5)	12 (3.9)	16 (5.4)	8 (2.8)	9 (3.2)

(令和3年： 全国 811,622人 (6.6%) 、和歌山県 5,514人 (6.1%))

※ 平成17年10月「花園村」が「かつらぎ町」に統合。平成18年3月「高野口町」が「橋本市」に統合。

第4表 生下時体重2500g未満の出生数及び率

(下段カッコ内は出生数に対する比率：出生100対)

	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
管内	53 (5.9)	57 (6.3)	71 (8.1)	61 (7.3)	46 (5.3)	72 (8.1)	61 (7.1)	43 (5.2)	54 (6.3)	58 (6.8)	56 (7.0)	60 (8.2)	61 (7.9)	58 (8.0)	50 (7.5)	55 (8.0)	55 (8.3)
橋本市	24 (5.1)	24 (5.1)	32 (6.9)	25 (5.7)	16 (3.4)	37 (8.3)	35 (7.2)	26 (5.5)	35 (7.0)	38 (7.6)	33 (6.9)	39 (9.3)	29 (6.1)	32 (7.3)	29 (7.7)	28 (7.1)	32 (8.5)
かつらぎ町	12 (6.2)	11 (5.8)	18 (11.3)	21 (12.1)	16 (9.8)	12 (6.6)	13 (8.2)	5 (3.3)	6 (4.0)	9 (7.0)	10 (8.1)	10 (7.7)	12 (8.7)	10 (7.8)	9 (6.8)	9 (6.7)	11 (8.7)
高野口町	10 (8.2)	11 (7.9)	9 (7.0)	5 (4.0)	12 (7.1)	17 (10.2)	10 (6.9)	6 (4.3)	7 (5.1)	6 (4.0)	8 (6.2)	9 (6.8)	13 (12.6)	10 (10.0)	7 (7.4)	14 (12.4)	11 (10.4)
九度山町	6 (9.7)	7 (13.5)	6 (10.0)	6 (10.3)	1 (2.5)	4 (7.1)	1 (3.2)	5 (12.2)	5 (10.6)	4 (10.3)	2 (5.4)	1 (3.7)	5 (15.6)	5 (14.3)	2 (5.7)	4 (14.3)	0 (0.0)
高野町	1 (2.2)	4 (8.5)	6 (12.0)	3 (8.3)	1 (3.2)	2 (5.7)	1 (3.1)	1 (3.8)	1 (3.4)	1 (3.4)	3 (13.0)	1 (5.3)	2 (7.7)	1 (5.3)	3 (11.5)	0 (22.2)	1 (5.6)
花園村	0	0	0	1 (33.3)	0	0	1 (16.7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(下段カッコ内は出生数に対する比率：出生100対)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
管内	78 (11.1)	63 (10.0)	49 (7.9)	50 (7.6)	56 (9.1)	60 (10.3)	57 (9.6)	38 (6.7)	56 (9.5)	55 (10.1)	50 (9.7)	39 (7.5)	39 (8.4)	39 (8.7)	44 (9.6)	23 (5.3)	34 (8.4)
橋本市	67 (12.6)	50 (10.4)	37 (8.1)	35 (7.1)	37 (8.2)	45 (10.3)	45 (10.5)	29 (6.9)	39 (9.1)	41 (10.1)	39 (10.3)	30 (7.5)	28 (8.0)	32 (9.2)	29 (8.4)	14 (4.2)	24 (7.6)
かつらぎ町	7 (5.4)	9 (7.9)	9 (8.0)	8 (6.8)	13 (12.0)	13 (12.4)	9 (7.6)	7 (6.6)	15 (12.2)	12 (10.9)	7 (7.0)	7 (8.6)	11 (11.7)	5 (6.3)	10 (12.0)	5 (6.5)	8 (11.8)
九度山町	2 (8.0)	3 (16.7)	2 (6.9)	6 (19.4)	2 (8.7)	2 (9.5)	3 (17.6)	0 (0.0)	1 (6.7)	2 (11.1)	1 (6.7)	2 (8.7)	0 (0.0)	1 (9.1)	3 (21.4)	2 (22.2)	2 (16.7)
高野町	2 (10.0)	1 (7.7)	1 (4.0)	1 (7.1)	4 (12.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (1.2)	1 (4.5)	0 (0.0)	3 (12.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (8.3)	2 (12.5)	2 (25.0)	0 (0.0)

(令和3年： 全国76,060人(9.4%) 、和歌山県 473人(8.6%))

※ 平成17年10月「花園村」が「かつらぎ町」に統合。平成18年3月「高野口町」が「橋本市」に統合。

第5表 死産数及び率

		(下段カッコ内は死産率：出産千対)																
		平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
管内		29 (31.4)	26 (28.8)	32 (36.6)	30 (34.9)	26 (28.8)	31 (34.2)	19 (22.0)	20 (23.6)	27 (30.3)	25 (28.6)	24 (29.3)	18 (24.0)	25 (31.2)	15 (20.3)	22 (32.0)	19 (26.8)	17 (25.1)
橋本市		18 (37.0)	13 (27.7)	19 (40.7)	11 (24.7)	15 (31.1)	14 (30.4)	8 (16.6)	7 (14.7)	19 (36.6)	15 (29.1)	12 (24.4)	9 (21.0)	15 (30.7)	9 (20.0)	9 (23.4)	8 (19.8)	11 (28.4)
かつらぎ町		3 (15.3)	4 (20.9)	8 (50.0)	10 (54.6)	4 (23.3)	9 (47.4)	3 (18.6)	4 (26.0)	4 (26.0)	5 (37.6)	3 (23.6)	6 (44.1)	4 (28.2)	6 (44.8)	4 (29.2)	3 (21.9)	0 (0.0)
高野口町		6 (46.9)	6 (42.9)	3 (23.3)	6 (45.8)	5 (28.7)	4 (23.4)	4 (27.2)	8 (54.4)	0 (0.0)	2 (13.1)	5 (37.3)	0 (0.0)	6 (55.0)	0 (0.0)	9 (86.5)	5 (42.4)	5 (45.0)
九度山町		2 (31.3)	1 (19.2)	2 (33.3)	1 (16.9)	1 (24.4)	0 (0.0)	2 (60.6)	1 (23.8)	3 (60.0)	2 (48.8)	1 (26.3)	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (28.6)
高野町		0 (0.0)	2 (42.6)	0 (0.0)	2 (52.6)	1 (31.3)	4 (102.6)	2 (58.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	2 (80.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
花園村		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	1 (250.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
		(下段カッコ内は死産率：出産千対)																
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
管内		14 (19.5)	15 (23.4)	18 (28.2)	13 (19.5)	17 (26.9)	12 (20.2)	15 (24.7)	13 (22.6)	13 (21.6)	16 (28.5)	9 (17.1)	15 (28.1)	8 (16.9)	7 (15.6)	9 (19.3)	6 (13.8)	8 (19.4)
橋本市		13 (23.9)	11 (22.3)	13 (27.8)	10 (20.0)	13 (28.0)	9 (20.1)	10 (22.8)	8 (18.6)	10 (22.9)	15 (35.5)	7 (18.2)	12 (29.0)	7 (19.6)	6 (17.3)	7 (19.9)	4 (11.8)	6 (18.6)
かつらぎ町		0 (0.0)	3 (25.6)	4 (34.5)	3 (24.8)	2 (18.2)	1 (9.4)	5 (40.3)	5 (45.0)	3 (23.8)	0 (0.0)	2 (19.6)	2 (24.1)	0 (0.0)	1 (12.5)	1 (11.9)	1 (12.8)	1 (14.5)
九度山町		0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	1 (41.7)	1 (45.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (52.6)	0 (0.0)	1 (41.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (66.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
高野町		1 (47.6)	1 (71.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (30.3)	1 (58.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (83.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (111.1)	1 (100.0)

(令和3年： 全国16,277人 (19.7%)、和歌山県91人 (16.2%))

※ 平成17年10月「花園村」が「かつらぎ町」に統合。平成18年3月「高野口町」が「橋本市」に統合。

第6表 乳児死亡数及び率

(下段カッコ内は乳児死亡率：出産千対)

	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
管内	4 (4.5)	8 (8.9)	3 (3.4)	4 (4.8)	5 (5.7)	4 (4.5)	6 (7.1)	0 (0.0)	5 (5.8)	3 (3.5)	1 (1.3)	2 (2.7)	5 (6.4)	1 (1.4)	1 (1.5)	1 (1.4)	3 (4.5)
橋本市	2 (4.3)	3 (6.4)	1 (2.1)	4 (9.2)	2 (4.3)	1 (2.2)	1 (2.1)	0 (0.0)	3 (6.0)	2 (4.0)	0 (0.0)	1 (2.4)	2 (4.2)	1 (2.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (5.3)
かつらぎ町	1 (5.2)	2 (10.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (18.3)	0 (0.0)	3 (19.0)	0 (0.0)	1 (6.7)	1 (7.8)	1 (8.1)	0 (0.0)	1 (7.2)	0 (0.0)	1 (7.5)	1 (7.5)	1 (7.9)
高野口町	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (15.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (12.0)	1 (6.9)	0 (0.0)	1 (7.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (7.6)	1 (9.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (8.8)	0 (0.0)
九度山町	0 (0.0)	1 (19.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (17.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (31.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
高野町	1 (22.2)	2 (42.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
花園村	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (166.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

(下段カッコ内は乳児死亡率：出産千対)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
管内	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (6.4)	2 (3.1)	4 (6.5)	2 (3.4)	0 (0.0)	1 (1.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.9)	2 (4.3)	0 (0.0)	1 (2.2)	2 (4.7)	1 (2.5)
橋本市	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (8.8)	2 (4.1)	4 (8.9)	2 (4.6)	0 (0.0)	1 (2.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (2.5)	1 (2.9)	0 (0.0)	1 (2.9)	2 (6.0)	1 (3.2)
かつらぎ町	0 (0.0)	1 (10.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)											
九度山町	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)												
高野町	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)												

(令和3年： 全国1,399人 (1.7%) 、和歌山県15人 (2.7%))

※ 平成17年10月「花園村」が「かつらぎ町」に統合。平成18年3月「高野口町」が「橋本市」に統合。

第7表 周産期死亡数及び比率

(下段カッコ内は周産期死亡率：出産千対)

	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
管内	5 (5.6)	9 (9.7)	7 (8.0)	6 (7.2)	5 (5.7)	1 (1.1)	9 (10.6)	2 (2.4)	6 (6.9)	6 (7.0)	4 (5.0)	4 (5.4)	5 (6.4)	3 (4.1)	4 (6.0)	7 (10.0)	2 (3.0)
橋本市	4 (8.5)	2 (4.3)	6 (12.3)	5 (11.5)	1 (2.1)	1 (2.2)	4 (8.4)	0 (0.0)	4 (7.9)	4 (7.9)	0 (0.0)	2 (4.7)	0 (0.0)	2 (4.5)	2 (5.3)	2 (5.0)	1 (2.7)
かつらぎ町	0 (0.0)	4 (20.9)	1 (6.3)	0 (0.0)	3 (18.3)	0 (0.0)	2 (12.7)	1 (6.6)	1 (6.6)	1 (7.8)	2 (15.9)	2 (15.2)	0 (0.0)	1 (7.8)	1 (7.5)	1 (7.4)	1 (7.8)
高野口町	1 (8.2)	1 (7.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (5.9)	0 (0.0)	1 (6.9)	1 (7.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (15.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (10.4)	2 (17.4)	0 (0.0)
九度山町	0 (0.0)	1 (19.2)	0 (0.0)	1 (17.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
高野町	0 (0.0)	1 (21.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (30.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)	0 (0.0)
花園村	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (166.7)	0 (0.0)	1 (333.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
管内	1 (1.4)	2 (3.2)	3 (4.8)	1 (1.5)	4 (6.5)	2 (3.4)	3 (5.0)	2 (3.5)	4 (6.8)	1 (1.8)	2 (3.8)	3 (5.8)	1 (2.2)	1 (2.2)	1 (2.2)	1 (2.3)	3 (7.4)
橋本市	1 (1.9)	2 (4.1)	3 (6.6)	1 (2.0)	4 (8.8)	2 (4.5)	0 (0.0)	2 (4.7)	2 (4.7)	1 (2.5)	2 (5.3)	3 (7.4)	1 (2.8)	1 (2.9)	1 (2.9)	0 (0.0)	3 (9.5)
かつらぎ町	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (24.6)	0 (0.0)	2 (16.0)	0 (0.0)							
九度山町	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)						
高野町	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (111.1)						

(令和3年： 全国2,741人 (3.4%) 、 和歌山県12人 (2.2%))

※ 平成17年10月「花園村」が「かつらぎ町」に統合。平成18年3月「高野口町」が「橋本市」に統合。

第8表 死亡順位・死亡率（人口10万対）・構成比（％）

	管内				和歌山県				全国			
	順位	死亡数	死亡率	構成比	順位	死亡数	死亡率	構成比	順位	死亡数	死亡率	構成比
	総	合	1,353	1,664.5	100.0%	合	14,308	1,596.9	100.0%	合	1,569,050	1,285.8
悪性新生物	1	327	402.3	24.2%	1	3,341	372.9	23.4%	1	385,797	316.1	24.6%
心疾患 （高血圧性を除く）	2	192	236.2	14.2%	2	2,277	254.1	15.9%	2	232,964	190.9	14.8%
老衰	3	144	177.2	10.6%	3	1,968	219.6	13.8%	3	179,529	147.1	11.4%
脳血管疾患	4	84	103.3	6.2%	4	859	95.9	6.0%	4	107,481	88.1	6.9%
肺炎	5	59	72.6	4.4%	5	759	84.7	5.3%	5	74,013	60.7	4.7%
不慮の事故	6	42	51.7	3.1%	6	516	57.6	3.6%	6	56,069	45.9	3.6%
腎不全	7	29	35.7	2.1%	7	435	48.5	3.0%	7	43,420	35.6	2.8%
自殺	8	16	19.7	1.2%	8	339	37.8	2.4%	8	30,739	25.2	2.0%
肝疾患	9	15	18.5	1.1%	9	176	19.6	1.2%	9	24,860	20.4	1.6%
大動脈瘤及び解離	10	13	16.0	1.0%	10	162	18.1	1.1%	10	24,360	20.0	1.6%

総務福祉課

1 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は「社会奉仕精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な助言を行う」者と位置づけられている。その選任については、人格識見とも優れた民間人の中から県知事が推薦し、厚生労働大臣が委嘱することになっている。また、民生委員は、児童福祉法の規定により、児童委員を兼ねることになっており、平成6年1月からは児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員も設置されている。

当地域では、現在、282名の民生委員・児童委員が委嘱されており、民間社会奉仕者として自主的活動や福祉事務所等への協力活動を行っているが、少子化・高齢化が急速に進む中、地域福祉推進の要として一層の活躍が期待されている。

また、民生委員法第20条に基づき、管内市町に民生委員・児童委員協議会が組織され、その連絡・調整等、自主的な運営が図られている。

管内の状況

令和6年4月1日現在（単位 人）

郡市別	市町名	総 数	内訳	
			区域担当	主任児童委員
市 部	橋 本 市	159	143	16
郡 部	かつらぎ町	74	71	3
	九度山町	22	20	2
	高野町	27	25	2
	小 計	123	116	7
合 計		282	259	23

* 任期は令和4年12月1日から
令和7年11月30日までの3年間

2 生活保護

管内における被保護者世帯及び人員は次表のとおりである。

平成28年度より減少し、近年では、新型コロナウイルス感染症の蔓延による社会経済状況の影響もあり、令和2年度より増加傾向にある。

世帯類型別にみると、高齢者世帯（79世帯）と障害者世帯（23世帯）傷病者世帯（11世帯）で全体を占めている。

要保護者に対しては、個々の実情を十分に把握したうえで、その多様なニーズに的確に対応できるよう、福祉、保健、医療、介護保険等のサービスを総合的に活用する必要がある。このため、関係機関との連携を図り、世帯訪問活動を強化し、その処遇の一層の充実に努めていく必要がある。

(1) 管内保護状況

令和6年4月1日現在

区分 町村別	被保護 世帯	被保護 人員	保護率 %	世帯類型別					
				高齢 者	障害 者	傷病 者	母子	その 他	計
かつらぎ町	84	92	6.05	52	15	9	1	7	81
九度山町	19	25	7.12	9	5	2	1	2	18
高野町	21	22	8.04	18	3	0	0	0	21
計	124	139	6.48	79	23	11	2	9	124

(2) 保護の推移

年度別

年度	被保護世帯	被保護人員	保護率(%)	備考
25	124	157	5.88	
26	131	151	5.93	
27	132	164	6.56	
28	124	152	6.14	
29	102	125	5.15	
30	104	124	5.11	
元	105	119	5.07	
2	106	119	5.18	
3	112	124	5.52	
4	121	132	5.90	
5	120	137	6.24	

参考 県 16.22% (令和6年4月)

3 障害児者福祉

手当の給付、手話通訳者の派遣等、障害のある方とその家族が安心して生活できるための事業を実施している。（平成19年度から、身体障害者手帳及び療育手帳の受付事務については各市町へ、交付事務については和歌山県障害児者サポートセンター（旧：和歌山県子ども・女性・障害者相談センター）へ移行）

(1) 身体障害者手帳交付状況

交付台帳登録数

令和6年3月31日現在（人）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
合 計	1,276	763	848	1,316	399	490	5,092

*橋本市含む（以下同じ。）。

障害部位別・等級別

令和6年3月31日現在（人）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視 覚	106	93	17	27	42	36	321
聴覚・平衡	40	105	48	71	3	272	539
音声・言語・そしゃく	1	3	33	24	0	0	61
肢体不自由	397	539	512	770	354	182	2,754
心 臓	396	6	174	181	0	0	757
腎 臓	313	2	14	0	0	0	329
呼 吸 器	12	5	35	23	0	0	75
膀胱・直腸	2	0	10	218	0	0	230
小 腸	1	0	1	2	0	0	4
免 疫	3	7	3	0	0	0	13
肝 臓	5	3	1	0	0	0	9
合 計	1,276	763	848	1,316	399	490	5,092

(2) 療育手帳交付状況

令和6年3月31日現在 (人)

区分	A	B	計
合計	260	660	920

(3) 特別障害者手当等認定状況

令和6年3月31日現在 (人)

手当名	かつらぎ町	九度山町	高野町	計
特別障害者手当	20	2	0	22
障害児福祉手当	6	0	1	7
経過的福祉手当	0	0	1	1
計	26	2	2	30

(4) 介護給付費支給決定者数

令和6年3月31日現在 (人)

	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者
居宅介護事業 (ホームヘルプサービス)	90	76	11	101
重度訪問介護事業	4	3	0	0
行動援護事業	0	1	3	0
同行援護事業	35	1	0	0
短期入所事業 (ショートステイ)	33	70	10	8
同生活援助事業 (グループホーム)	9	95	0	40

(5) 手話通訳者設置

聴覚障害者等の社会参加促進に寄与するため、健康福祉部内に手話通訳者を設置し、以下の業務を行っている。

① 手話通訳

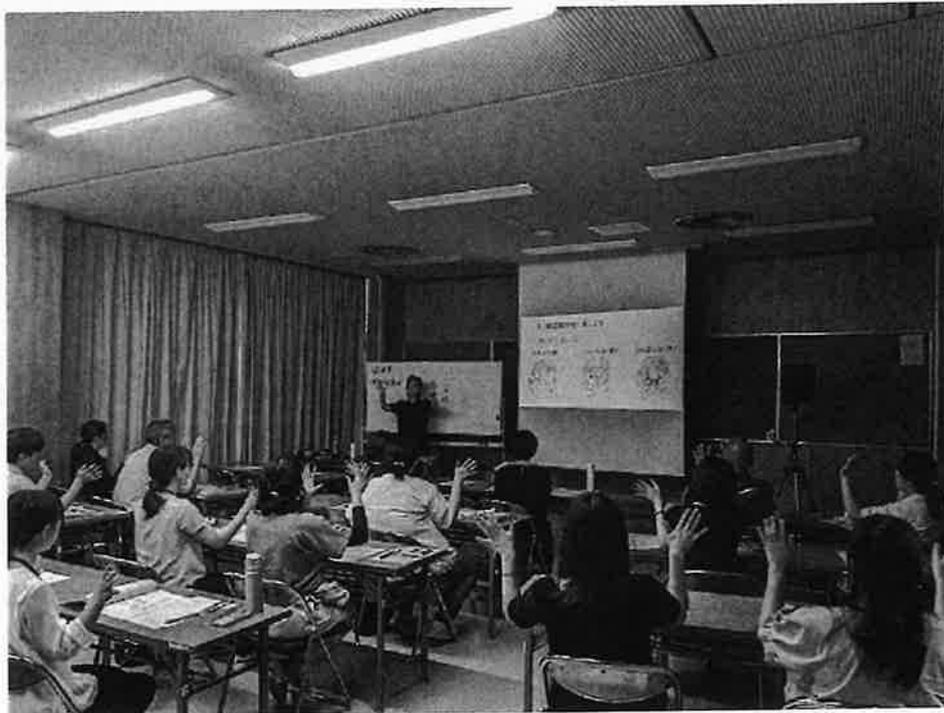
聴覚障害者の来庁時や、県が主催する講演会等での手話通訳を実施している。

派遣内容	件数
手話通訳に関する業務	58
講習会等における講師	27
手話法の指導・人材育成	19
研修会への参加	8
その他	71
合計	183

② 手話講習会

手話の技術を習得する講習会を実施して、手話の普及を促進している。

令和5年度は岩出保健所と共催のスキルアップ講座を8回実施（伊都会場）し、延べ83名参加。その他、「出張！県政おはなし講座」や高校のクラブ活動の指導を実施。また、「県職員・市町村職員・事業所等職員向け手話講座」及び未経験者向け手話講座「はじめての手話講座」も開催している。



4 高齢者福祉

(1) 管内における高齢化の状況

(令和6年3月31日現在)

市町名	人口(A) (人)	65歳以上人口(B) (人)	高齢者人口比率(B/A) (%)
橋本市	59,178	20,492	34.6
かつらぎ町	15,537	7,321	47.1
九度山町	3,853	1,907	49.5
高野町	2,641	1,200	45.4
計	81,209	30,920	38.1

(2) 入所施設及び在宅介護支援センターの整備状況について

施設整備については、入所待機者の状況や地域間のバランスを考慮して、計画的に整備されているところである。

令和6年4月1日現在、養護老人ホーム1施設、ケアハウス2施設、特別養護老人ホーム10施設、介護老人保健施設4施設、生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）2施設、在宅介護支援センター5ヶ所、地域包括支援センター4ヶ所が設置されており、地域における施設・在宅サービスの拠点となっている。

① 養護老人ホーム

市町名	施設名	所在地	定員(人)
九度山町	国城寮	九度山町九度山1265-1	80

② ケアハウス

市町名	施設名	所在地	定員(人)
橋本市	ケアハウス幸楽の里アネックス	橋本市隅田町山内1921-4	20
かつらぎ町	ケアハウスかつらぎ乃里	かつらぎ町柏木平山東尾848	42

③ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

市町名	施設名	所在地	定員(人)
橋本市	ひかり苑	橋本市隅田町中島1058-56	90
	天佳苑	橋本市隅田町霜草797-31	90
	さくら苑	橋本市高野口町大野1844-133	140
かつらぎ町	愛光園	かつらぎ町佐野1401-2	90
	第2愛光園	かつらぎ町佐野955-1	90
	あさひ	かつらぎ町西飯降白田谷461-6	50
	やまぼうし	かつらぎ町丁ノ町2385-1	100

九度山町	友愛苑	九度山町河根 807-64	70
	国城寮	九度山町九度山 1 2 6 5 - 1	80
高野町	南山苑	高野町高野山 44-22	30

④ 介護老人保健施設

市町名	施設名	所在地	定員(人)
橋本市	博寿苑	橋本市東家 6-7-5	75
	グリーンガーデン橋本	橋本市隅田町山内字栢谷 1919	100
	メディケアはしもと	橋本市神野々 877-1	95
かつらぎ町	アメニティかつらぎ	かつらぎ町妙寺 1847-42	95

⑤ 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

市町名	施設名	所在地	定員(人)
かつらぎ町	かつらぎ町高齢者生活福祉センター	かつらぎ町花園梁瀬 1578-2	9
高野町	高野町富貴高齢者生活福祉センター	高野町東富貴 442-1	20

⑥ 在宅介護支援センター

市町名	施設名	所在地
橋本市	ひかり苑在宅介護支援センター	橋本市隅田町中島 1058-56
	在宅介護支援センターさくら苑	橋本市高野口町大野 1844-133
	紀和病院在宅介護支援センター	橋本市岸上 18-1
かつらぎ町	愛光園在宅介護支援センター	かつらぎ町佐野 1401-2
九度山町	友愛苑在宅介護支援センター	九度山町河根 807-64

⑦ 地域包括支援センター

市町名	施設名	所在地
橋本市	橋本市地域包括支援センター	橋本市東家 1 丁目 3 番 1 号
かつらぎ町	かつらぎ町地域包括支援センター	かつらぎ町丁ノ町 2338-2
九度山町	九度山町地域包括支援センター	九度山町九度山 1190
高野町	高野町地域包括支援センター	高野町高野山 636

(3) 在宅福祉・生きがい支援について

高齢者の多くは、住み慣れた地域で家族や隣人とともに生活することを望まれている。一方では、家族形態及び生活状況の多様化が進んでいるため、さまざまなニーズに対応していく必要性が高まってきている。

そのため、在宅要援護高齢者及びその介護者を支援するための介護保険制度によるサービスの充実とともに、要介護状態に陥ったり状態が悪化しないようにする介護予防施策や、自立した生活を確保するために必要な支援を行う生活支援施策の積極的な推進を図っているところである。

また、高齢者がいきいきと充実した生活を送るために、生涯を通じた学習機会の確保、スポーツ・文化・社会参加活動の促進を柱とした生きがい対策事業を進めている。

(4) 老人クラブ状況

(令和6年3月31日現在)

市町名	老人クラブ数	会員数	60歳以上人口	老人クラブ加入率
橋本市	71	3,559	24,679	14.4
かつらぎ町	20	709	7,297	9.7
九度山町	14	208	2,173	9.6
高野町	10	293	1,389	21.1
計	115	4,769	35,538	13.4

(5) 高齢者の生活状況

(令和6年1月1日現在・単位：人)

	65歳以上 高齢者数	施設入所 高齢者数	在宅高齢者			一人暮らし 高齢者比率 (65歳以上)
			一人暮らし	同居	計	
橋本市	20,484	1,161	4,951	14,372	19,323	24.2
かつらぎ町	6,257	331	1,811	4,115	5,962	28.9
九度山町	1,913	220	593	1,100	1,693	31.0
高野町	1,205	54	430	721	1,151	35.7
計	29,859	1,766	7,785	20,308	28,093	26.1

5 介護保険

介護保険制度は、介護保険法に基づき、介護や日常生活の支援が必要となった人に、自立した日常生活が営めるよう必要な介護サービス等を提供し、社会全体で介護体制を支えていくしくみです。実施主体は市町村であり、伊都振興局管内では二次審査の部分を橋本周辺広域市町村圏組合に認定審査会を設置し行っている。

(1) 介護保険制度における要支援・要介護認定者数 (単位：人)

	橋本市	かつらぎ町	九度山町	高野町	合計
要支援1	878	135	46	28	1,087
要支援2	518	149	46	41	754
要介護1	1,010	230	79	40	1,359
要介護2	469	227	52	71	819
要介護3	438	251	59	53	801
要介護4	330	168	43	30	571
要介護5	228	162	38	28	456
合計	3,871	1,322	363	291	5,847

(介護保険事業状況報告 令和6年3月分)

(2) 介護サービス利用方法及び介護保険指定事業者数

介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護等を必要とする状態（要介護状態）や家事身支度等の日常生活に支援が必要になった状態（要支援状態）であると市町村が認定した場合に介護サービスを受けることができる。市町村の認定を受けるためには要介護認定の申請が必要となる。

利用者は、地域包括支援センター（要支援者）又は居宅介護支援事業者（要介護者）に依頼し、介護保険事業者等と連絡調整を行ってもらい、心身の状況や希望などにあった介護サービスを受けることができる。

(令和6年6月1日現在)

サービスの種類		事業者数
居 宅	居宅介護支援	39
	訪問介護	40
	訪問看護・介護予防訪問看護	12
	訪問入浴・介護予防訪問入浴	1
	通所介護	27
	通所リハビリテーション・ 介護予防通所リハビリテーション	3
	短期入所生活介護・ 介護予防短期入所生活介護	11
	短期入所療養介護・ 介護予防短期入所療養介護	5

	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	9
	特定福祉用具販売・ 特定介護予防福祉用具販売	9
	特定施設入居者生活介護・ 介護予防特定施設入居者生活介護	2
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護・ 介護予防認知症対応型共同生活介護	1 2
	認知症対応型通所介護・ 介護予防認知症対応型通所介護	2
	小規模多機能型居宅介護・ 介護予防小規模多機能型居宅介護	1
	看護小規模多機能型居宅介護	4
	地域密着型特定施設入居者生活介護	4
	地域密着型通所介護	4 2
	合 計	2 2 3
施 設	介護老人福祉施設 (特養)	1 0
	介護老人保健施設 (老健)	4
地域密着型サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護	1
	合 計	1 5

6 児童福祉

家庭等養育環境に問題のある児童について、関係機関と緊密な連携をとりながら適切な指導や助言を行っている。

また、健全な心身の発達を阻害する恐れがある行為を防止し児童をとりまく環境を整備することなどに努めている。

(1) 母子生活支援施設

母子家庭の自立に向けて生活、就職等について積極的に支援を行う施設である。夫の暴力からの逃避のために入所するケースが増えており、個々の母子家庭のニーズに応じたきめ細かなサービスが必要である。

令和5年度実績：4世帯

(2) 助産施設

保健上必要があるにも関わらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させ、助産を受けさせることを目的とする。

令和5年度実績：0人

7 母子・父子・寡婦福祉

長引く不況の中、母子及び父子家庭、未婚による母子家庭が増えているが、母子父子寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当等の経済的援助や母子及び父子家庭自立支援給付金事業等の自立・就労支援を行っている。

(1) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子、父子及び寡婦世帯に対して、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、12種類の貸付を行っている。

令和5年度貸付決定額

単位：円

資金名	母子福祉資金		父子福祉資金		寡婦福祉資金	
	件数	貸付決定額	件数	貸付決定額	件数	貸付決定額
修学資金(新規)	15	12,708,290	2	1,563,000	0	0
修学資金(継続)	33	25,398,640	3	382,404	0	0
就学支度資金	7	2,595,500	2	840,978	1	282,000
転宅資金	1	150,000	0	0	0	0
合計	56	40,852,430	7	2,786,382	1	282,000

(2) 児童扶養手当制度

離婚・未婚・遺棄などの理由で父親もしくは母親と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を促進するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的としている。

受給者状況

(令和6年4月1日現在)

町名	かつらぎ町	九度山町	高野町
人員	155人	29人	12人

(3) 母子父子家庭自立支援給付金事業

① 母子父子家庭自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母、父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援するため、自立促進に効果的と認められる講座を受講する場合、講座受講に本人が支払った費用の一部を給付する。

令和5年度実績：0人

② 母子父子家庭高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金事業

母子家庭の母、父子家庭の父で看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間の一定期間について訓練促進給付金を支給することにより生活の負担の軽減を図る。

令和5年度実績：0人

8 配偶者暴力相談、女性相談

配偶者等からの暴力(DV)に関する相談や、DV被害、離婚の悩み、経済的困窮など様々な困難を抱えた女性の相談に応じ、関係機関と協力して支援を行っている。

令和5年度主訴別相談数 (実件数) 計14件

内容	配偶者等からの暴力	離婚問題	借金問題	住居問題	その他
件数	12	1	0	0	1

保 健 課

1 精神保健福祉

目的

精神障害者の早期治療の促進並びに精神障害者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加を図るとともに、地域住民の精神的健康の保持増進を図ることを目的とする。

精神保健福祉活動の概要

関係機関等との連携のもとに以下の諸活動を実施している。

- 1 病気の早期治療を促進するために、こころの健康相談及び各種相談。
- 2 精神障害者が疾患と障害を合わせ持ちながら地域で暮らせるように、社会復帰への援助。
- 3 地域住民の精神的健康の保持増進を図るために、心の健康づくりに関する知識の普及、啓発。
- 4 精神障害者の保健福祉施策の充実を図るため、関係機関との連携及びネットワーク会議等。

(1) こころの健康相談事業

地域住民を対象に、保健所嘱託の精神科医、保健所の保健師及び精神保健福祉相談員がチームで、こころの健康に関する相談を月2回実施している。

令和5年度こころの健康相談件数

	橋本市	かつらぎ町	九度山町	高野町	管外	計
所内	13	2	3	0	2	20
訪問	1	0	1	0	0	2
計	14	2	4	0	2	22

(2) 電話相談・来所相談等

相談内容は保健、医療、福祉の全般にわたり、保健所の保健師及び精神保健福祉相談員等が相談結果に基づき、病院、診療所、精神障害者社会復帰施設等や、関係機関等への紹介及び個別指導を随時実施している。

令和5年度来所相談・電話相談等件数

老人精神保健	10		
社会復帰	38		
アルコール	0		
薬物	2		
ギャンブル	2		
ゲーム	1		
思春期	2		
心の健康づくり	9		
うつ・うつ状態	4		
摂食障害	2		
てんかん	1		
その他	88	(その他再掲：延人員)	
		ひきこもり	40
		発達障害	10
		自殺関連	3
		(内、自殺者の遺族)	0
		犯罪被害	0
		災害	0
計 (延人員)	159		
(実人員)	62		

電話相談延人数 846件 電子メールによる相談 12件

(3) 訪問指導

医療の継続又は受診についての相談援助や勧奨のほか、生活指導、職業に関する指導等の社会復帰援助や生活支援、家族がかかえる問題等について、保健所の保健師及び精神保健福祉相談員等が相談を実施している。

令和5年度訪問件数

老人精神保健	8		
社会復帰	28		
アルコール	7		
薬物	1		
ギャンブル	0		
ゲーム	3		
思春期	0		
心の健康づくり	2		
うつ・うつ状態	2		
摂食障害	0		
てんかん	0		
その他	99	(その他再掲：延人員)	
		ひきこもり	8
		発達障害	3
		自殺関連	23
		(内、自殺者の遺族)	0
		犯罪被害	0
		災害	0
計 (延人員)	150		
(実人員)	53		

(4) 精神障害者家族教室事業

精神障害者の病気の早期回復と再発を防ぐことを目的に、精神障害者の家族を対象に病気についての正しい知識の普及や患者に対する処遇等について、教育指導等を行っている。

日 時 令和5年11月15日 13:30～15:30
 場 所 橋本保健所 会議室
 テーマ 「親子のキョリ感」
 講師 カウンセリングルーム Office-K 木下忠恭（臨床心理士）
 参加者 2名

(5) 精神障害者家族会支援

精神障害者を家族にもつ者が互いに支え合い、精神障害に対する理解を深めるとともに、精神障害者が少しでも円滑に社会復帰できるように運動を進めていくことを目的に、昭和52年に精神障害者家族会「希望の会」が発足。しかし、平成29年度より活動休止中。

精神障害者の家族が交流する機会を提供するため、平成30年度より「橋本・伊都精神障害者家族の集い」を開催している。

令和5年度 開催回数 6回
 延べ参加人数 19名（実人数 8名）

(6) 精神障害者社会参加促進事業

精神疾患や障害の正しい理解を深め、誰もが気軽に精神科にかかることのできる地域となるよう、平成19年度から関係機関の協力を得て啓発活動を行っている。

日 時	令和6年3月9日 13:30～14:00
放 送	FM はしもと 81.6MHz
内 容	暮らしを支える～精神障害者と弁護士の接点～
発言者	堀江佳史弁護士
聴取可能地域	橋本・伊都管内で82%

(7) 精神障害者に係る申請・通報・届出処理件数

精神保健福祉法第22条～26条の3による申請・通報・届出のあった者について、事前調査を行い、必要があると認めるときは精神保健指定医による診察を実施している。

令和5年度 (件)

申請 通報 届出	調査により診察 の必要がないと 認めた者	診察を受けた者			緊急措置入院の状況		
		法第29条 該当症状の者	法第29条 該当症状で なかった者	精神障 者で なかつた者	診察した 患者数	緊急措置 入院者数	その後診察の結果措 置入院となった者
4	4 (3) *	0	0	0	0	0	0

* () については、4件中件は受診支援を行う。

(8) 措置入院患者状況

精神保健福祉法第29条の規定による入院措置である。

令和5年度 (件)

橋本市	かつらぎ町	九度山町	高野町	管外	計
0	0	0	0	0	0

(9) 医療保護入院のための移送状況

精神保健福祉法第34条の規定による医療保護入院のための移送実施状況である。
令和5年度 0件

(10) 医療保護入退院状況

精神保健福祉法第33条の規定による入退院状況である。

令和5年度 (紀の郷病院分) (件)

	橋本市	かつらぎ町	九度山町	高野町	管外	計
入院	60	12	5	5	20	102
退院	65	17	7	5	20	114

(11) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

精神保健福祉法第45条の規定により、精神保健福祉手帳制度が平成7年9月に精神障害者の社会復帰、自立と社会参加を促進するために創設され、運用されている。

平成14年度から受付窓口は市町村となり、平成18年10月1日から写真の貼付が義務づけられた。

令和5年度 (件)

	橋本市	かつらぎ町	九度山町	高野町	計	R5年度末	増減
1級	51	11	3	4	69	71	-2
2級	335	81	17	9	442	433	+9
3級	315	64	10	9	398	354	+44
計	701	156	30	22	909	858	+51

(令和6年3月31日現在)

(12) 自立支援医療（精神通院）受給者状況

主に通院医療費の負担軽減を目的とした制度である。古くは昭和40年に改正された精神衛生法に基づき実施されていたが、現在では「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づいて実施されている。精神疾患を通院にて治療する際の医療費自己負担が原則1割となる（所得により自己負担上限額有り）。

自立支援医療（精神通院）受給者状況 [各年度末(平成)時点において承認されているもの]

市町村	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	H25比
橋本市	848	862	870	913	906	940	960	1055	1013	1046	1076	127%
かつらぎ町	174	189	202	218	218	208	227	249	244	240	259	148%
九度山町	44	48	44	49	49	46	50	52	46	46	60	136%
高野町	30	35	36	42	38	38	37	44	42	39	39	130%
保健所計	1096	1134	1152	1222	1211	1232	1274	1400	1345	1371	1434	131%

2 原子爆弾被爆者対策

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者手帳の交付、健康診断の実施、医療の給付、各種手当の支給等の施策を実施している。

健康診断については、平成21年度からすべて医療機関委託で実施している。

被爆者健康手帳所持者数及び各種手当受給状況

(各年度3月末：人)

	被爆者手帳 所持者数	手当受給者数				健康診断受診状況			
		医療特別	健康管理	保健	介護	前期	後期	希望	がん
22年度	33		28	3	3	11	9	0	3
23年度	31		26	3	3	7	7	0	4
24年度	30		25	3	3	9	7	0	5
25年度	28		22	3	2	6	6	0	4
26年度	26		21	3	2	6	8	0	3
27年度	25		19	3	2	7	6	0	4
28年度	23		17	3	2	5	4	0	3
29年度	23	1	16	3	2	6	7	0	7
30年度	23	1	16	3	2	5	6	0	2
R元年度	25	1	16	3	1	6	5	0	4
R2年度	25	1	16	3	1	3	3	0	3
R3年度	23	1	18	2	1	3	3	0	5
R4年度	21	0	17	2	0	3	2	0	3
R5年度	21	0	17	2	0	3	2	0	1

3 難病対策

(1) 特定医療費（指定難病）

「難病」は発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない、希少な疾病であって、長期の療養を必要とするもので、「難病」のうち患者数が一定の人数に達していない、客観的な診断基準が確立している疾患を「指定難病」として医療費の助成を行っている。

難病対策事業は、昭和47年に特定疾患治療研究事業として開始され、平成27年1月1日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、対象疾患が56疾患から110疾患へ拡大、平成27年7月1日に306疾患、平成29年4月1日には330疾患、平成30年4月1日には331疾患に、令和元年7月1日には333疾患に、令和3年11月1日には338疾患に、令和6年4月1日には341疾患に拡大されている。

(2) 特定疾患治療研究事業

平成27年7月1日に指定難病に移行しなかった疾患については、引き続き特定疾患治療研究事業で医療費助成を行っている。

国指定2疾患（スモン・プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクイツェルト・ヤブ病に限る））、県指定2疾患（橋本病・突発性難聴）が対象となっている。

(3) 難病患者在宅ケア事業

① 難病患者医療相談事業

難病に関する専門医、保健師、理学療法士等による医療及び日常生活に係る相談、指導、助言を行い、また地域の患者同士の交流をとおして療養上の不安や悩みを解消する。

② 難病患者訪問相談事業

保健師が訪問し、要支援難病患者やその家族が抱える療養上の問題や不安・悩みについて個別の相談、指導、助言等を行う。

(4) 難病対策地域協議会

① 橋本保健・医療圏難病対策地域協議会

難病患者への支援の体制整備を図るため、地域の実情把握、課題の分析、課題解決に向けての検討会を実施する。平成29年度より、年1回実施している。令和2年度・3年度は新型コロナ対策のため中止している。

② 伊都橋本地域神経難病ネットワークづくり研修会

神経難病患者・家族が地域で安定した療養環境を確保できるよう、関係機関の連携を深めることを目的に、平成23年度より年1～2回開催している。

(5) 難病患者等居宅生活支援事業

平成25年4月1日から施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）において、障害者及び障害児の定義に難病等が追加されたことに伴い、難病患者等居宅生活支援事業は、平成24年度末をもって廃止となった。

これまでの難病患者等居宅生活支援事業における、難病患者等に対するホームヘルプサービス事業、短期入所事業、日常生活用具給付事業については、平成25年4月1日から障害福祉サービス等の対象となっている。

対象疾患は平成30年4月1日から359疾患、令和元年7月1日から361疾患、令和3年11月1日からは366疾患、令和6年4月1日からは369疾患に拡大された。実施主体は市町村。

(6) 特定医療費（指定難病）、特定疾患受給者証交付状況（令和5年度）

- | | | |
|---------|------|------------------------|
| ①新規受給者数 | 123名 | (指定難病123名、国指定0名・県指定0名) |
| ②継続受給者数 | 807名 | (指定難病806名、国指定1名・県指定0名) |
| ③転入受給者数 | 6名 | (指定難病6名、国指定0名・県指定0名) |

(7) 特定医療費(指定難病・特定疾患)受給者証交付状況

① 指定難病

令和5年度末

番号	指定難病名	橋本市	かつらぎ町	九度山町	高野町	合計
2	筋萎縮性側索硬化症	5			1	6
4	原発性側索硬化症	1				1
5	進行性核上性麻痺	11	2			13
6	パーキンソン病	95	21	8	1	125
7	大脳皮質基底核変性症	3	1		1	5
8	ハンチントン病	1				1
11	重症筋無力症	14	3		1	18
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	17	5	1	1	24
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動二	2	1			3
15	封入体筋炎	2	1			3
16	クロー・深瀬症候群	1				1
17	多系統萎縮症	4		1		5
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	10	3	1		14
21	ミトコンドリア病		1			1
22	もやもや病	13	5	1		19
28	全身性アミロイドーシス		1			1
34	神経線維腫症	1				1
35	天疱瘡	2	1			3
37	膿疱性乾癬	2				2
40	高安動脈炎	2			1	3
41	巨細胞性動脈炎	3	1			4
42	結節性多発動脈炎	1				1
43	顕微鏡的多発血管炎	8	4		1	13
44	多発血管炎性肉芽腫症	1				1
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	7	1	1		9
46	悪性関節リウマチ	12	1			13
47	パージャール病		1			1
49	全身性エリテマトーデス	34	10	2	2	48
50	皮膚筋炎/多発性筋炎	22	6	1		29
51	全身性強皮症	26	4	1		31
52	混合性結合組織病	5				5
53	シェーグレン症候群	9	3	1		13
54	成人スチル病	1		1		2
55	再発性多発軟骨炎	1				1
56	ベーチェット病	4	2			6
57	特発性拡張型心筋症	4	3			7
59	拘束型心筋症	1				1
60	再生不良性貧血	2	2			4
61	自己免疫性溶血性貧血		1			1
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症		1			1
63	特発性血小板減少性紫斑病	15	10	3		28
64	血栓性血小板減少性紫斑病	1				1
65	原発性免疫不全症候群	1				1
66	IgA腎症	9	3			12
67	多発性嚢胞腎	10	1			11
68	黄色靭帯骨化症	2	2	1	1	6
69	後縦靭帯骨化症	23	6	3	3	35
70	広範脊柱管狭窄症	2			1	3
71	特発性大腿骨頭壊死症	7	1	1		9
72	下垂体性ADH分泌異常症	4				4
74	下垂体性PRL分泌亢進症	1		1		2
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	5				5
78	下垂体前葉機能低下症	19	1	2		22
83	アジソン病	1				1
84	サルコイドーシス	7	2			9
85	特発性間質性肺炎	10	5	2	1	18
86	肺動脈性肺高血圧症	4	2	1		7
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	3	2			5
90	網膜色素変性症	13	4	1		18
92	特発性門脈圧亢進症	1				1

番号	指定難病名	橋本市	かつらぎ町	九度山町	高野町	合計
93	原発性胆汁性胆管炎	24	3			27
94	原発性硬化性胆管炎	1				1
95	自己免疫性肝炎	7			1	8
96	クローン病	23	6	1	3	33
97	潰瘍性大腸炎	85	18	3	1	107
98	好酸球性消化管疾患	1				1
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	1		1		2
104	コステロ症候群	1				1
107	若年性特発性関節炎		1	2		3
111	先天性ミオパチー	1				1
113	筋ジストロフィー	2	1			3
115	遺伝性周期性四肢麻痺			1		1
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動			1		1
127	前頭側頭葉変性症		1			1
159	色素性乾皮症	1				1
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	1				1
166	弾性線維性仮性黄色腫	1				1
167	マルファン症候群				1	1
168	エーラス・ダンロス症候群	1				1
171	ウィルソン病	1				1
207	総動脈幹遺残症		1			1
221	抗糸球体基底膜腎炎	1				1
222	一次性ネフローゼ症候群	7	3			10
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1				1
224	紫斑病性腎炎		1			1
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	1				1
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	1				1
230	肺胞低換気症候群		1			1
240	フェニルケトン尿症	1				1
262	原発性高カイロミクロン血症	1				1
263	脳髄黄色腫症	1				1
271	強直性脊椎炎	4	1			5
283	後天性赤芽球癆	1	1			2
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1			1	2
294	先天性横隔膜ヘルニア	1				1
300	IgG4関連疾患	3	1	1	0	5
306	好酸球性副鼻腔炎	6	1	0	1	8
331	特発性多中心性キャッスルマン病	1	1	0	0	2
合計		647	166	43	23	879

※患者が0人の疾患は除外している。
 ※重複疾患あり

②特定疾患

		令和5年度末				
国指定		橋本市	かつらぎ町	九度山町	高野町	合計
1	スモン	1				1
2	難治性の肝炎のうち劇症肝炎 (平成26年以前からの更新申請のみ)					0
3	重症急性膵炎 (平成26年以前からの更新申請のみ)					0
4	プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る)					0
合計		1	0	0	0	1

県指定		橋本市	かつらぎ町	九度山町	高野町	合計
92	橋本病(18歳以上で入院のみ)					0
95	突発性難聴(入院している方)					0
合計		0	0	0	0	0

(8) 難病患者医療相談事業実施状況

令和5年度

実施年月日	開催場所	対象疾患	参加者	内容
R5.11.15	橋本保健所	パーキンソン病	患者及び家族 12名	・講演 「パーキンソン病の方の日常生活の工夫について」 講師 株式会社アシテック・オコ 代表 小林 大作 氏 ・質疑応答

(9) 難病患者訪問相談事業実施状況 (令和5年度)

- ①訪問相談実施件数 — 11件
②訪問相談対象延人員 — 21人

4 健康増進

(1) 健康づくり

本格的な少子・高齢社会を迎え、地域住民が生涯を通じて健康で過ごすことが重要な課題となっている。地域住民の健康増進を図るために、日常の生活習慣・食習慣が深く関わる生活習慣病予防の推進、健康寿命の延伸、生活の質の向上に重点を置き、住民が主体的に健康づくりに取り組むための運動を総合的に推進している。

① 橋本保健医療圏地域・職域連携推進事業

地域保健と職域保健の広域的な連携により、地域の健康課題の明確化、生涯を通じた継続的な健康管理の支援体制を整備し、健康増進を図ることを目的として、研修会や啓発事業等を実施している。

また、平成26年度より「健康長寿日本一わかやま」を目指すため、地域の健康づくりの草の根運動の中核を担う人材育成事業（健康推進員養成講習会）を行っている。

1) 橋本保健医療圏地域・職域連携推進協議会の設置

設置日：平成20年 5月27日

組 織：伊都医師会、伊都歯科医師会、伊都薬剤師会、伊都・那賀地域産業保険センター、橋本労働基準監督署、和歌山県労働基準協会橋本支部、橋本商工会議所、かつらぎ町商工会、高野口町商工会、九度山町商工会、高野町商工会、紀北川上農業協同組合、全国健康保険協会和歌山支部、社会福祉法人 博芳福祉会、紀州食品株式会社、橋本食生活改善推進協議会、橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町、橋本保健所

2) 令和5年度事業

ア 橋本保健医療圏地域・職域連携推進協議会

日 程	内 容	対 象
令和5年8月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・橋本保健医療圏地域・職域連携推進協議会設置要綱改正 ・和歌山県及び管内の健康状況 ・令和4年度実績及び令和5年度取組 ・各市町の令和4年度実績及び令和5年度取組 ・各団体の健康づくり事業 	20団体 33名

○ワーキンググループ会議

日 程	内 容	対 象
令和5年7月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度各事業の取組 ・令和5年度事業実施計画 	ワーキング委員12名 事務局3名

イ 健康推進員養成講習会

日 程	内 容	出席者
令和5年11月17日	<p><橋本市></p> <p>○場所：橋本市保健福祉センター</p> <p>○対象者：市から推薦のあった者 (ヘルスアップ教室受講者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義「県健康増進施策・健康づくりについて」 講師：橋本保健所長 ・講義「橋本市健康増進計画と健診等について」 講師：橋本市いきいき健康課保健予防係長 ・グループワーク 	28名 (後日補講の者含む)

日 程	内 容	出席者
令和6年3月4日	<p><かつらぎ町></p> <p>○場所：かつらぎ町保健福祉センター</p> <p>○対象者：町から推薦のあった者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義と実践「健康づくりと運動」 講師 日本健康運動指導士会和歌山支部 西風 幸一氏 ・講義「生活習慣病と歯科保健」 講師 県健康推進課 北村主任 ・講義「正しいブラッシング方法」 講師 県健康推進課 得津主任 ・講義「県健康増進施策・健康づくりについて」 講師 橋本保健所長 ・講義「かつらぎ町の健康及び健診等の状況、健康課題」 講師 かつらぎ町健康推進課保健師 ・グループワーク 	7名

日 程	内 容	出席者
令和6年2月21日	<p><九度山町></p> <p>○場所：九度山町ふるさとセンター</p> <p>○対象者：町から推薦のあった者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義「県健康増進施策・健康づくりについて」 講師 橋本保健所長 ・グループワーク 	29名

ウ フォローアップ研修

日 程	内 容	出席者
令和6年1月25日	<p><九度山町></p> <p>○場所：九度山町ふるさとセンター</p> <p>○対象者：九度山町健康推進員養成講習会を終了した者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義「高血圧について」 講師 橋本市民病院 循環器内科部長 九鬼 新太郎 氏 	31名

エ 地域保健・職域保健連携事業

○メンタルヘルスセミナー

日程	場所	内容	受講者
令和5年12月15日	かつらぎ町 あじさいホール	・講演「職場と家庭のメンタルヘルス」 講師 紀の郷病院 院長 中島 豪紀 氏	57名

○運動習慣定着事業

日程	場所	内容	受講者
令和6年1月21日	県立橋本体育館	・講演「健康寿命を延ばそう。自宅でできる簡単筋トレ」 講師 順天堂大学 先任准教授 谷本 道哉 氏	119名

○歯科アンケートの実施

日程	内容	対象
令和6年2月下旬	歯科健診の実施状況、歯科健診を受けやすい環境整備等、今後の歯科健診等の予定、歯科健診の実施に向けて望むこと等を調査した。	従業員50名以上を有する事業所を抽出し協力を得られた47事業所

オ 「小中高から始める生活習慣病予防」出張講座

日程	内容	出席者
令和5年10月3日	<妙寺中学校> 命の学習（思春期保健講義、妊婦体験、グループワーク） 講師 かつらぎ町健康推進課職員 橋本保健所保健課職員	3年A組 30名
令和5年10月5日	<妙寺中学校> 命の学習（思春期保健講義、妊婦体験、グループワーク） 講師 かつらぎ町健康推進課職員 橋本保健所保健課職員	3年B組 29名
令和4年12月5日	<橋本市立紀見北中学校> 「タバコと健康について」 講師 橋本保健所保健課職員	1年生 55名 (A組 27名) (B組 28名)
令和6年1月16日	<橋本市立西部小学校> 「タバコと健康について」(2コマ) 講師 橋本保健所保健課職員	5年生 24名
令和6年3月5日	<県立橋本高等学校> 「思春期の生と性について」 講師 橋本保健所保健課職員	2年生 177名

カ 育児期の親が集まる場を利用したワークショップ

日程	対象	内容	参加人数
令和6年1月24日	乳幼児の保護者	○場所：かつらぎ町保健福祉センター ○内容：食育及び子どもの誤嚥事故予防	6名
令和5年7月 ～令和6年3月	療育相談に来所の保護者	○場所：橋本保健所 ○内容：食育及び健康増進等の啓発	48名

キ 企業内健康推進員養成事業
実施なし

② 喫煙対策

喫煙が肺がんやCOPD（慢性閉塞性肺疾患）をはじめ、多くの疾患を引き起こす危険因子であることから、喫煙が及ぼす健康影響についての正しい知識の普及啓発を実施している。

また、受動喫煙防止が規定された改正健康増進法の施行に伴い、法改正の趣旨や規制の内容について周知し、受動喫煙防止の取組を推進している。

- 1) 「世界禁煙デー・禁煙週間」の街頭啓発
5月29日（月）オークワかつらぎ店
5月31日（水）松源高野口店
6月5日（月）高野町内

- 2) 未成年者を対象とした防煙教室の実施

管内小中学校2校

- 3) 各種行事における啓発の実施

③ 食生活改善推進事業

地域の健康づくりと正しい食習慣、生活習慣の推進を図るため食生活改善推進員の育成や研修会を実施している。

食生活改善推進協議会

保健所・市町実施の養成教室修了者で組織され、地域の食生活改善・健康づくり事業に協力している。

※管内会員数

(令和6年3月末現在)

橋本市	かつらぎ町	九度山町	高野町	計 (保健所単位協議会会員数)
42	4	2	7	55

※協議会活動

全国研修会・県協議会研修会・橋本協議会実施の研修会参加の他、市町単位で、住民への食生活改善普及啓発や健診啓発・健康まつり等への協力などを行っている。

- ・おやこ食育教室
- ・生涯骨太クッキング
- ・全世代に広げよう健康寿命延伸プロジェクト（働き世代・高齢世代）

- ・地域職域おやこ食育教室
- ・禁煙啓発活動（世界禁煙デー・禁煙週間・受動喫煙防止）街頭啓発
- ・食育月間・食育の日の啓発活動
- ・歩こう会等

④糖尿病性腎症重症化予防対策

住民が身近な地域で糖尿病性腎症重症化予防にかかる保健指導等をうけることができる保健医療連携体制を構築することにより、糖尿病性腎症重症化予防を図り、療養生活の質の向上をつなげることを目的に、糖尿病性腎症重症化予防対策検討会を実施している。

構成：伊都医師会、橋本市民病院、和歌山県立医科大学紀北分院、橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町、橋本保健所

⑤みんなで実践！健康づくり運動ポイント事業

すべてのライフステージにおいて、運動不足は生活習慣病の原因と考えられている。生涯にわたり健康を維持するためには、運動習慣など継続した実施が大切となってくる。

そこで、県民総参加の健康づくりを推進するため、毎日の歩数や個人運動活動、自治会活動にポイントを付与し、地域ぐるみで楽しく競いながら運動習慣の定着を図っている。

5 栄 養

(1) 栄養改善指導

平成9年4月から、地域保健法の施行により、保健所においては広域的・専門的な指導を行っている。

① 特定給食施設等指導

健康増進法・医療法・児童福祉法・老人福祉法その他関係法・通知等に基づき特定給食施設等の実態把握・指導に努めている。

※特定給食施設は、1回100食以上または1日250食以上継続して供給する施設

○ 施設数

(令和6年3月末)

施設の種類の		管理栄養士のみ	管理栄養士・栄養士 どちらもいる	栄養士のみ	管理栄養士・栄養士 どちらもいない	調理師 いる	調理師 いない
特定給食施設	学 校	4		1		5	
	病 院	2	3			4	1
	介護老人保健施設	1	2			2	1
	老人福祉施設	4	3	1		8	
	児童福祉施設	1	1	7	3	12	
	社会福祉施設			1		1	
	寄宿舎						
	その他						
	計	12	9	10	3	32	2
その他の給食施設	学 校	1				1	
	病 院	1					1
	介護老人保健施設	1			0	1	
	老人福祉施設	3			1	4	
	児童福祉施設	1		1	5	7	
	社会福祉施設	2				2	
	寄宿舎			1		1	
	その他						
計	9		2	6	16	1	

*常勤の管理栄養士・栄養士、調理師を計上

○ 指導数

(令和5年度)

指導延施設数	特定給食施設指導		その他の給食施設
	1回100食以上又は 1日250食以上	1回300食以上又は 1日750食以上	
51	34	0	17

② 栄養・運動等指導

○ 個別指導延人員

(令和5年度)

		栄養指導	(再掲)	(再掲)	運動指導	(再掲)	休養指導	禁煙指導	その他
			病態別栄養指導	訪問栄養指導		病態別栄養指導			
実施数	妊産婦	0							
	乳幼児	0							
	20歳未満	0							
	20歳以上	0							

○ 集団指導延人員

(令和5年度)

		栄養指導	(再掲)	(再掲)	運動指導	(再掲)	休養指導	禁煙指導	その他
			病態別栄養指導	訪問栄養指導		病態別栄養指導			
実施数	妊産婦	0							
	乳幼児	0							
	20歳未満	0					78		
	20歳以上	0							

③ 免許関係

(令和5年度)

	管理栄養士	栄養士
免許申請	2	2
書換申請	1	2
再交付申請	0	1
登録消除申請	0	0

④ 管理栄養士等公衆栄養学臨地実習実施状況

実習期間 令和5年8月18日(金)9月4日(月)～9月7日(木)

実習学生 近畿大学 農学部 4年生 1名
 帝塚山大学 現代生活学部 4年生 2名
 武庫川女子大学 生活環境学部 4年生 1名
 神戸女子大学 家政学部 3年生 1名

⑤ 栄養士等研修会

在宅栄養士、給食施設栄養士、行政栄養士に対し、必要な知識の習得・向上を図るための研修会等を開催している。

令和5年度は、管内各施設の食事形態一覧表、濃厚流動食品及び栄養食品一覧表の更新を実施。施設間連携強化、栄養管理における栄養情報共有と有効活用へつなげた。

(2) 団体育成

それぞれの分野で健康づくりに尽力している団体の育成を図っている。(令和6年3月末現在)

- ① 橋本食生活改善推進協議会 会員 55名
- ② 橋本・伊都給食施設連絡協議会 会員 20施設 (代表施設)

6 母子保健

(1) 療育相談

身体の機能障害（肢体）を早期に発見し、適切な治療上の指導を行うため、昭和59年度から小児整形外科医による相談を年6回実施している。令和5年度は6回実施。理学療法士による訓練も同時実施。

令和5年度

	受診者数				
	実	延	受診結果		
			異常なし・終了	経過観察	医療機関紹介
橋本市	48	89	36	53	1
かつらぎ町	8	10	5	5	2
九度山町	5	9	6	3	0
高野町	0	0	0	0	0
計	61	108	47	61	3

* 理学療法士による訓練実施 33名 延76名
経過観察と医療機関紹介は重複計上あり

(2) 家族でよい歯のコンクール

母子保健推進事業の一環として、平成20年度までの『母と子のよい歯を育てるコンクール』から保護者（引率者）の対象範囲を広めて実施。

前年度の3歳児歯科健康診査を受診した幼児とその引率者共に歯及び口腔が正常で健康なものを表彰し、母子歯科衛生の普及と啓発を図っている。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症予防のため中止となっていた。昨年11月に厚生労働省において令和6年度以降廃止することが決定され、県においても事業の廃止が決定した。

令和元年度（参考）

3歳児歯科健診受診者数	第1次選考審査会参加数 (保健所における審査)	第2.3次選考審査会参加数 (県・国における審査)
613名（平成30年度）	13組	1組

(3) 思春期保健

中学生および高校生を対象に、次世代を担うこどもたちの生命を尊重できる豊かな人間形成を促すことを目標とする。具体的には、男女の性差を理解し、相手に対する思いやりをもち、責任ある意志決定や性行動により、望まない妊娠や性感染症を防ぐことを目指す。

○ 命の学習および思春期講座

実施年月日	実施高校	参加人数	内 容
令和5年10月3日	妙寺中学校	3年生A組 30名	『命の学習』 *かつらぎ町と共同開催 講義：妊娠のしくみ・性感染症・避妊 ・人工妊娠中絶等について 体験学習：赤ちゃん抱っこ、妊婦体験 グループワーク、コンドームワーク
令和5年10月5日	妙寺中学校	3年生B組 29名	
令和6年3月5日	橋本高等学校	2年生5クラス 177名 計236名	

(4) こどもの事故予防対策事業

乳幼児の死亡原因の上位に常にある「不慮の事故」に対して、保護者や周囲の人々が「事故は予防できるもの」との認識を持ち、家庭内外における事故予防に取り組むこと、また事故発生時に迅速に対応できる能力を習得することを目標に消防機関等の協力を得て実施している。

実施年月日	実施場所	参加人数	内容
令和6年1月24日	かつらぎ町保 健福祉センタ ー1階 機能訓練室	5名	『こどもの事故予防について』 *伊都消防署との共同開催 救急救命士による応急処置法、心肺 蘇生法の実技を交えての講義実施。 保健師による資料説明・啓発物品配 布。

(5) 生殖補助医療先進医療費助成

体外受精及び顕微授精による不妊治療（以下、生殖補助医療）と併用して実施された先進医療に要する費用の一部を予算の範囲内で助成している。夫婦（事実婚含む）で、県内にどちらか一方が住民登録しており、生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された方が対象となる。本制度は令和5年度から開始している。（特定不妊治療費助成は令和4年度に終了している。）

	令和5年度
申請（交付）	3件

(6) 母と子の健康づくり運動協議会

子育て家庭の孤立を防ぎ、子育てへの不安を軽減するために、身近な地域での支援が必要である。各市町では、市町長の委嘱を受けた母子保健推進員が、子育て家庭の訪問や乳幼児健診の援助等を行い、地域住民と行政のパイプ役として活動を続けている。

和歌山県母と子の健康づくり運動協議会伊都支部では、母子保健推進員の資質の向上を図るため、研修会等を開催している。

① 活動目標 「社会が子育て、地域で子育て、環境づくり」

② 主な活動内容

○ 母と子の健康づくり運動協議会支部長研修会の開催

日 程 令和5年7月7日

内 容 講話「乳幼児の病気と感染対策について」

橋本市民病院 感染管理室 室長 榊田美加子氏

母子生活支援施設「わかくさ」見学

○ 母と子の健康づくり運動協議会伊都支部役員研修会の開催

日 程 令和5年8月29日

内 容 講話「地域における助産院の活動について」

ちひろ助産院 管理者 大平昌子氏

助産院の見学

○ 母子保健・健全育成住民会議に参加（日高支部担当）

日 程 令和5年9月5日

内 容 実践発表「印南町の産前産後サポート事業について」

新生助産所 前地雅子氏

特別公演「妊娠期からの切れ目ない支援と母子保健推進員の役割」

公益財団法人 母子保健推進会議 会長 佐藤拓代氏

○ 伊都支部主催 母子保健推進員研修会の開催

日 程 令和5年12月5日

内 容 講話 「乳幼児の病気と感染対策について

～手洗いの実際、病気を持ち込まない、持ち出さないために～」

橋本市民病院 感染管理室 室長 榊田美加子氏

③ 母子保健推進員の現状

令和6年4月1日現在

	橋本市	かつらぎ町	九度山町	高野町	計
人 数	77	42	14	11	144

(7) 小児慢性特定疾病医療費助成事業

児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病にかかっている児童について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部が助成されます。18歳未満の児童が対象ですが、18歳到達時点において本事業の対象になっており、かつ、引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満（20歳の誕生日の前日まで）の者も対象となります。（平成27年1月1日～改正法）

令和3年11月現在、16疾患群788疾病が対象となっています。

① 令和5年度小児慢性特定疾病医療受給者証交付状況

令和6年3月末現在

疾患群	市 町 村	橋本市	かつらぎ町	九度山町	高野町	計
01 悪性新生物		5	2	0	0	7
02 慢性腎疾患		5	2	0	0	7
03 慢性呼吸器疾患		3	2	0	0	5
04 慢性心疾患		11	1	3	0	15
05 内分泌疾患		12	1	1	2	16
06 膠原病		2	1	1	0	4
07 糖尿病		7	1	0	0	8
08 先天性代謝異常		2	0	0	0	2
09 血液疾患		1	0	0	0	1
10 免疫疾患		1	0	0	0	1
11 神経・筋疾患		13	2	0	0	15
12 慢性消化器疾患		4	1	1	0	6
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群		2	1	0	0	3
14 皮膚疾患群		1	0	0	0	1
15 骨系統疾患		2	0	0	0	2
16 脈管系疾患		2	0	0	0	2
合 計		73	14	6	2	95

*重複疾病含む

7 医事

【管内医療機関の状況】

◆管内病院（令和6年4月1日現在）

施設名	所在地	病床数	病					診療科目
			一般	療養	精神	感染	結核	
橋本市民病院	橋本市小峰台二丁目8番地の1	300	300	0	0	0	0	内 呼内 循内 心内 腎内 外 呼外 心血外 整 脳外 乳外 小 産婦 眼 耳 泌 皮 放 麻 リハ 病診 歯外 消内 代内 救 急 リウマチ・膠原病
医療法人 南労会 紀和病院	橋本市岸上18-1	299	241	58	0	0	0	内 呼内 消内 循内 神内 糖 尿病・代謝内 内視鏡内 人工 透析内 疼痛緩和内 外 脳外 消外 乳外 整 皮 泌 リハ 放 麻 精
社会医療法人 博寿会 山本病院	橋本市東家 6-7-26	84	84	0	0	0	0	内 呼 消 循 脳外 整 眼 リハ 放 歯 小歯 矯歯 腫瘍内科
和歌山県立 医科大学附属 病院紀北分院	かつらぎ町妙寺 219	104	100	0	0	4	0	内 循内 脳神内 外 整 脳外 小 眼 麻 リハ 皮 リウマチ・膠原 病
紀の郷病院	九度山町 九度山113-6	120	0	0	120	0	0	内 精 神内

◆管内診療所（令和6年4月1日現在）

所在地	施設数	病床数	病	
			一般	療養
橋本市	63	56	38	18
かつらぎ町	18	0	0	0
九度山町	4	0	0	0
高野町	5	2	2	0
合計	90	58	40	18

◆管内歯科診療所（令和6年4月1日現在）

所在地	施設数
橋本市	32
かつらぎ町	11
九度山町	0
高野町	3
合計	46

◆管内医療機関の機能別病床数（令和6年6月1日現在）

施設名	病床数	病				
		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	分類なし
橋本市民病院	300	6	245	49	0	0
医療法人 南労会 紀和病院	299	0	60	129	110	0
社会医療法人 博寿会 山本病院	84	0	49	35	0	0
和歌山県立 医科大学附属病院 紀北分院	100	0	100	0	0	0
高野山総合診療所	2	0	0	2	0	0
梅本診療所	19	0	0	0	19	0
岡田整形外科	19	0	0	19	0	0
奥村マタニティ クリニック	18	0	18	0	0	0
合計	841	6	472	234	129	0

8 救急医療

【管内の救急医療体制】

◆初期救急医療体制（入院治療を必要としない軽症患者に対する救急医療）

施設名	診療体制
伊都地方休日急患診療所	日曜祝日、年末年始……9:00～12:00, 13:00～17:00
伊都地方休日急患歯科診療所	日曜祝日、年末年始…9:00～12:00

◆二次救急医療体制（入院治療を必要とする重症患者に対する救急医療）

施設名	診療体制
橋本市民病院 和歌山県立医科大学附属病院紀北分院 高野町立高野山総合診療所 医療法人南労会 紀和病院 医療法人博寿会 山本病院	★病院群輪番制を実施（平成9年7月～） 管内の救急告示病院が交代で土日祝祭日の救急患者を優先的に受け入れるシステムを構築し、救急医療体制の確保に努めている。

◆三次救急医療体制（生命に直ちに影響がある重篤患者に対する救急医療）

施設名（圏域外）	診療体制
県立医科大学附属病院 日赤和歌山医療センター 近畿大学医学部附属病院 など	橋本・伊都地方には三次救急医療機関がないため、重篤な傷病の場合には圏域外の左記病院などに救急搬送している。 特に緊急を要する場合には、ドクターヘリにより県立医大への搬送が行われる。 *365日 8時～17時まで運航（夏場は18時まで） 悪天候で視界不良の場合は運休することがある。 H23.5.9に開院した日赤の新本館にもヘリポートが整備されている。

【管内の小児医療体制（令和6.4.1現在）】

■管内の小児科標榜医療機関…23箇所
橋本市民病院、紀北分院、21診療所

■こども救急相談ダイヤル「#8000」事業（H17.10～）

- ▶休日、夜間の急なこどもの病気にどう対処したらよいのか、病院で診療を受けた方がいいのかなど判断に迷った時に、看護師（必要により医師）が相談に応じる。診察が必要であると判断した場合は、県救急医療情報センターを紹介。
- ▶全国同一の短縮番号「#8000」をプッシュすることにより、居住している都道府県の相談窓口へ自動転送され、小児科医師・看護師からこどもの症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院等のアドバイスを受けられる。
- ▶和歌山県では平日は19:00～翌朝9:00まで、土日祝日・年末年始は、9:00～翌朝9:00まで対応している（H30.4.1から相談時間を拡大）。
- ▶携帯電話からの使用が可能。

9 災害医療

大規模災害により多数の死傷者が発生し、医療機関自体も被害を受け混乱が起きるような場合、初動期の救急医療が重要です。

当圏域では、橋本市民病院が災害拠点病院として、和歌山県立医科大学附属病院紀北分院と（医）南労会紀和病院が災害支援病院として指定されており、これらの病院を中心とした医療救護体制の整備を進めているところです。

また、毎年災害医療訓練を実施し、災害発生時の対応についてシミュレーションを行い、災害対策に係る意識の高揚に努めています。

令和5年度は、災害拠点病院および災害支援病院と共同で橋本医療圏災害医療フォーラムを開催し、災害医療訓練を行いました。



10 へき地医療

【管内のへき地】

市町村	地区名	診療所名	備考
かつらぎ町	天野	かつらぎ町国民健康保険 天野診療所	診療時間：隔週木曜 14:00～16:00 診療科目：内科、外科、小児科
	四郷	かつらぎ町国民健康保険 四郷診療所	S59.10.1～休止中
	上花園	(無医地区)	
高野町	富貴	高野町立富貴診療所	診療時間：月～金曜 8:30～11:30 診療科目：内科、眼科（月1回） 整形外科（月1回）
	花坂・湯川	(無医地区)	
	杖ヶ藪	(無医地区に準ずる)	

※無医地区…医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区。

11 医療安全相談

医療に関する患者やその家族の方の相談や苦情に迅速に対応する体制を構築し、医療の安全性と信頼を高めるとともに患者サービス及び医療の質の向上を図ることを目的として、平成15年4月から、県庁医務課及び県内各保健所において医療安全相談窓口が設置されています。

◆令和5年度医療安全相談実績

相談件数	相談内容内訳（複数回答あり）					
	医療行為・ 医療内容	医療従事 者対応	医療費	医療法等関 係法規	医療事故	その他
15	8	11	2	2	1	5

12 結核予防対策

令和4年に日本国内では新たに10,235人の結核患者の届け出がありました。人口10万対の結核登録率は8.2で過去数年間減少傾向が続いていますが、欧米諸国と比較すると、米国(2.6)の約3.1倍、ドイツ(5.0)の約1.6倍で、未だ高い状況です。

結核患者の高齢化はますます進行し、70歳以上の新登録結核患者が全体に占める割合は65%に達しています。今後も人口の高齢化に伴い、高齢者結核患者が増加していくと考えられます。

また、近年外国生まれの方の結核発症が増加している等の課題もあります。
 当保健所では、今後も結核対策の中心的役割を果たすために結核健康診断の実施や、保健医療・福祉関係者等と連携しながら、DOTS などの治療継続支援、予防啓発対策の推進を図ります。

※国及び県の令和 5 年（度）の結核関係指標については集計中です。

新規登録患者数の推移

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
橋本市	7	8	5	5	5
かつらぎ町	3	1	0	1	1
九度山町	0	0	0	1	1
高野口町	0	0	0	0	0
管内計	10	9	5	7	7
管内罹患率	11.9	11.8	6.1	8.6	8.7
和歌山県	117	110	89	94	集計中
県罹患率	12.7	11.9	9.7	10.4	集計中

罹患率：人口 10 万人に対し、その年中（1 月～12 月）の新規登録結核患者

(3) 結核住民検診実施状況

令和5年度

区分	R5.10.1 現在人口	令和5年度結核住民検診結果					
		対象者	人口比(%)	間接撮影受診者数	直接撮影受診者数	受診者合計	受診率(%)
橋本市	58,713	20,492	34.9	—	5,112	5,112	24.9
かつらぎ町	15,202	6,566	43.2	—	1,526	1,526	23.2
九度山町	3,512	1,840	52.4	—	307	307	16.7
高野町	2,735	1,215	44.4	—	297	297	24.4
合計	80,162	30,113	37.6	—	7,242	7,242	24.0

(4) 結核定期検診受診者数

令和5年度

区 分		間接撮影受診者数		直接撮影受診者数		発見患者数
		保健所実施	他機関実施	保健所実施	他機関実施	
定期 (計)		—	—	—	6,361	0
定 期	事業所	—	—	—	4,563	0
	高等学校生徒	—	—	—	734	0
	(短期) 大学学生	—	—	—	112	0
	高等専修学校生徒	—	—	—	20	0
	施設入所者	—	—	—	932	0
結核健康診断	管理検診	—	—	2	19	0
	接触者健診	—	—	27	—	0

他医療機関については結核健康診断予防接種月報・病状調査・医師連絡等により把握。

管理検診は、平成22年から、6か月ごとに年2回実施することとなった。

(1) 新登録患者数（登録時活動性分類・市町村別）

市町村別	R5.10.1 現在人口	罹患率	活動性結核										令和5年 (別掲) 潜在性結核	
			総数	肺結核活動性					肺外結核活動性		結核菌陽性	菌陰性・その他		結核菌陽性
				喀痰塗抹陽性		結核菌陽性			結核菌陽性					
				初回治療	再治療	初回治療	再治療	その他	再治療					
橋本市	58,713	8.5	2	1	1	0	0	0	0	0	4	0		
かつらぎ町	15,202	6.6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0		
九度山町	3,512	28.5	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0		
高野町	2,735	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計	80,162	8.7	3	2	2	0	0	1	1	4	4	0		

$$\text{罹患率} = \frac{\text{1年間の新登録患者数}}{\text{人口(毎年10月1日末現在)}} \times 10 \text{万人}$$

(2) 登録患者数（市町村別）

市町村別	R5.10.1 現在人口	有病率	登録者 総数	活動性結核										不活動性 結核	活動性不 明	(潜在性) 潜在性結核感染症		
				総数	肺結核活動性					登録時 菌陰性・ その他		登録時 菌陽性				肺外結核活動性	治療中	観察中
					登録時塗抹陽性		結核菌陽性			結核菌陽性								
					初回治療	再治療	初回治療	再治療	その他	再治療								
橋本市	58,713	5.1	5	3	1	1	1	0	2	0	0	2	0	0	0	0		
かつらぎ町	15,202	6.6	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
九度山町	3,512	28.5	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
高野町	2,735	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計	80,162	6.2	7	5	3	3	0	2	2	0	2	2	0	0	0	0		

$$\text{有病率} = \frac{\text{年末現在活動性患者数}}{\text{人口(毎年10月1日末現在)}} \times 10 \text{万人}$$

1 3 感染症予防

(1) 感染症発生状況（全数報告分抜粋）

感染症の類型	疾病名	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
三類	腸管出血性大腸菌感染症	3	1	1	1	1
四類	E型肝炎				1	
	つつが虫病				1	
	日本紅斑熱				1	7
	レジオネラ症	1	2	1		4
五類	アメーバ赤痢			1		
	ウイルス性肝炎	2				
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	1 1	2		3	4
	クロイツフェルト・ヤコブ病			1		
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2				2
	後天性免疫不全症候群					
	侵襲性インフルエンザ菌感染症		2			
	侵襲性髄膜炎菌感染症	1				1
	侵襲性肺炎球菌感染症	1	1		2	
	梅毒	4			2	2
	播種性クリプトコックス症				1	
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症				1	1
	百日咳					
	風しん					

※二類感染症の結核については別に集計

(2) 検便検査実施状況

(令和5年度)

検査項目	依頼等による 実施件数	勧告による実 施件数	合計	うち 陽性結果
赤痢菌	2		2	0
チフス				
サルモネラ	2		2	0
O-157	2	2	4	0
パラチフス				
腸炎ビブリオ				
コレラ				
合計	6	2	8	0

(3) 感染予防（普及・啓発）

・病院感染症連絡会

目的	病院の感染予防及び感染防止対策の充実と強化を目的に保健所に連絡会を設置。関係者による次の内容を検討等行っている。 1 病院における感染症の現状の把握と具体的な対策の検討 2 地域における感染症を防ぐ様々な事業への協力 （橋本保健所が開催する感染症研修会の講師、ラウンドモデル等） 3 収集した情報の分析や評価
構成	各病院の医師、看護師、事務職員等、保健所職員（事務局）
開催回数	1回

・感染管理認定看護師による施設内巡回

嘔吐・下痢症を呈した感染症の集団発生した施設に対し管内医療機関の感染管理認定看護師に依頼し施設に出向き、感染拡大防止対策の助言を実施。

・バンコマイシン耐性腸球菌（VRE）感染症対策

管内の病院においてVREの発生があつたため、国立感染症研究所等の協力を得て感染拡大防止対策を実施。

医療機関、介護事業所の従事者に対し感染対策研修会を2回開催。

1 4 クリニック

健康診断、健康相談を毎月第2火曜日（令和5年度～）に実施した。

種別 年度	クリニック		合 計
	健康診断	その他	
19年度	71	150	221
20年度	74	27	101
21年度	95	19	114
22年度	111	29	140
23年度	145	18	163
24年度	77	31	108
25年度	61	27	88
26年度	50	18	68
27年度	50	19	69
28年度	33	13	46
29年度	32	65	97
30年度	24	70	94
元年度	27	39	66
2年度	13	9	22
3年度	14	3	17
4年度	14	8	22
5年度	13	9	22

（注釈）健康診断：健康診断書の発行

そ の 他：健康相談等（STD検査を含む。）

1 5 エイズ予防

（1）相談及び抗体検査件数 （令和5年度）

相談件数		H I V抗体検査受診者数	
電話による相談	来所による相談	クリニック時	即日検査
11	1	5	1

（2）エイズ啓発

啓発

（令和5年度）

実施日時	令和5年11月29日(水)16:00～17:00
実施場所	株式会社 松源 高野口支店 店舗出入り口付近
内 容	世界エイズデーに伴う啓発ティッシュ・冊子及び一部筆記用具をセットで配布
配布数	200セット

16 地域看護実習

保健師・助産師・看護師等学校（養成所）及び県立医科大学保健看護学部、東京医療保健大学和歌山看護学部の学生に対し、保健所における地域看護実習を行っている。

令和5年度

（単位：人）

学校（養成所）名	実習期間	学生数
東京医療保健大学和歌山看護学部 公衆衛生看護学実習（4年）	R5.4/24（月）～4/27（木） R5.7/18（火）～8/4（金）	3
東京医療保健大学和歌山助産学専攻科 助産学実習Ⅳ	R5.11/7（火）、12/4（月）、 12/7（水） ※橋本市で受入れ	1
県立医科大学保健看護学部 公衆衛生看護実習Ⅱ（4年） 統合実習Ⅰ（2年） 公衆衛生看護実習Ⅰ（3年）	R5.6/26（月）～7/14（金） R5.9/12（火） R6.2/5（月）～2/16（金）	7 14 8
県立医科大学保健看護学部助産学専攻科	R5.6/21（水）、6/30（金） ※かつらぎ町で受入れ	1
和歌山市医師会看護専門学校	R5.8/18（金） R5.9/4（月）～9/6（水）	4
県立高等看護学院看護学科 地域・在宅看護論実習Ⅰ（1年）	R6.1/30（火）～1/31（水）	9
県立高等看護学院助産学科	R6.1/10（水）～1/16（火） ※橋本市で受入れ	2
4校 7部門		49

衛生環境課

1 食品衛生

(1) 食品営業許可等

食品衛生法（以下「法」とする。）で規定される食品営業許可に係る相談業務及び審査事務を行っている。

令和3年6月1日の改正法施行により、従来の許可業種が統廃合されたほか、新たに漬物の製造等が法に基づく営業許可が必要な業種となった。

また、新たな届出制度ができ、営業許可を要しない食品の製造や販売等の営業が法に基づく届出対象業種となった。

令和5年度末時点での営業許可状況を表1、営業届出状況を表2に示す。

(2) 監視指導

食品による衛生上の危害の発生を未然に防止するため、食品営業施設に対する監視指導及び食品営業者及び食品取扱者等に対する食品衛生講習会を実施し、衛生管理の徹底を図るとともに、HACCP（Hazard Analysis Critical Control Point：危害分析重要（必須）管理点）の手法を取り入れた衛生管理の導入を助言指導している。特に、大規模食中毒発生のリスクがある大量調理施設や集団給食施設（病院、学校、保育所、社会福祉施設等）については、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく衛生管理の助言指導を行っている。

監視指導については和歌山県食品衛生監視指導計画に示される業種毎の年間監視指導数を目標に実施している。令和5年度の監視指導状況及び食品衛生講習会実施状況をそれぞれ表3、表4に示す。

なお、法令違反が認められた場合には指導の他、必要に応じて処分等速やかな措置を行っている。令和5年度の処分状況を表5に示す。

また、営業行為以外にイベント等で食品を提供する「食品営業類似行為」においても、主催者から事前に届出を求め、事故防止の為の助言と事業の把握を行っている。

(3) 自主衛生管理の推進

平成16年度に「県食品衛生管理認定制度」を創設し、HACCPの手法に基づく衛生管理を導入する食品等事業者を認定することにより、自主衛生管理の推進及び衛生水準の向上を図ってきた。平成30年6月の法改正で、原則として全ての食品等事業者に「HACCPに沿った衛生管理」が制度化されたことに伴い、これまでの認定制度に代わって、令和3年6月1日に、コーデックスHACCPに取り組んでいる食品等事業者を認証するための「和歌山県HACCPシステム認証制度」をスタートしている。認証状況を表6-1に示す。

また、和歌山県食品の流通・販売における衛生管理届出制度に基づいて届出された施設に対する助言指導を行っている。届出状況を表6-2に示す。

<表1 食品衛生営業許可状況>

		令和5年度末 営業許可施設数	営業許可施設内訳			
			橋本市	かつらぎ町	九度山町	高野町
飲食店営業	一般飲食	766	453	189	28	96
	旅館飲食	72	7	12	0	53
	露店飲食	104	104			
	移動販売車	66	66			
	自動販売機	2	1	1	0	0
	小計	1,010	631	202	28	149
菓子製造業	菓子製造	198	104	62	11	21
	露店	7	7			
	移動販売車	3	3			
	小計	208	114	62	11	21
乳処 理		0	0	0	0	0
乳製品製造		2	1	1	0	0
魚介類販売業		34	23	9	1	1
食品の冷凍冷蔵業		4	3	0	1	0
かん詰又はびん詰食品製造		18	7	9	1	1
密封包装食品製造業		19	5	12	1	1
喫茶店営業	喫茶店	10	8	1	0	1
	自動販売機	18	12	4	2	0
	露店	5	5			
	小計	33	25	5	2	1
調理機能を有する自動販売機		3	1	1	1	0
あん類製造		1	1	0	0	0
アイスクリーム類製造		15	5	7	3	0
食肉処 理		3	1	2	0	0
食肉製品製造		2	0	2	0	0
食肉販売		46	27	18	0	1
食用油脂製造		3	2	1	0	0
みそ製造		18	5	12	0	1
醬油製造		1	1	0	0	0
みそ又はしょうゆ製造業		11	6	4	0	1
ソース類製造		0	0	0	0	0
酒類製造		2	2	0	0	0
豆腐製造		7	2	0	0	5
めん類製造		3	0	1	0	2
そうざい製造		65	29	26	5	5
冷凍食品製造業		2	0	2	0	0
漬物製造業		33	16	15	2	0
食品の小分け業		6	2	3	0	1
清涼飲料水製造		6	2	3	1	0
添加物製造業		3	2	1	0	0
合 計		1,558	913	398	57	190

<表2 食品衛生営業関係届出状況>

営業開始届出施設	届出施設数
	令和5年度末届出数
	425

<表3 監視指導状況>

	対象 施設数	必要 監視数	最終 結果	最終 監視率
Aランク施設（年間3回以上）	0	0	0	
1 前年度に法違反による行政処分を受けた施設・苦情原因施設	0	0	0	
Bランク施設（年間2回以上）	24	46	20	42
1 飲食店営業のうち大量調理施設	2	4	4	100
2 集団給食施設（病院、学校、福祉施設等のうち大量調理施設）	3	6	1	17
3 と畜場	0	0	0	
4 食肉処理業	2	4	3	75
5 食鳥処理場	1	2	1	50
6 乳製品製造業	2	4	0	0
7 食肉製品製造業	2	4	3	75
8 食用油脂製造業	3	6	1	17
9 マーガリン、ショートニング製造業	0	0	0	
10 添加物製造業（規格あり）	3	6	0	0
11 乳処理業	0	0	0	
12 特別牛乳搾取処理業	0	0	0	
13 集乳業	0	0	0	
14 魚肉ねり製品製造業	0	0	0	
15 乳酸菌飲料製造業	0	0	0	
16 清涼飲料水製造業	6	12	7	58
17 水産製品製造業	0	0	0	
18 複合型そうざい製造業	0	0	0	
19 複合型冷凍食品製造業	0	0	0	
Cランク施設（年間1回以上）	941	941	597	63
1 飲食店営業（大量調理施設、簡易な営業を除く）	529	529	332	63
2 菓子製造業	198	198	129	65
3 あん類製造業	1	1	0	0
4 アイスクリーム類製造業	15	15	15	100
5 豆腐製造業	7	7	0	0
6 糖類製造業	3	3	1	33
7 そうざい製造業	65	65	69	106
8 食品の放射線照射業	0	0	0	
9 食品の冷凍冷蔵業（冷凍食品を製造する施設に限る）	4	4	1	25
10 氷雪製造業	0	0	0	
11 液卵製造業	0	0	0	
12 冷凍食品製造業	2	2	3	150
13 漬物製造業	33	33	25	76
14 集団給食施設（大量調理施設を除く）	31	31	6	19
15 フグ処理等施設	53	53	16	30
Dランク施設（2年に1回以上）	155	78	173	223
1 缶詰びん詰食品製造業	18	9	12	133
2 魚介類販売業	34	17	63	371
3 食肉販売業	46	23	65	283
4 魚介類せり売営業	0	0	0	
5 酒類製造業	2	1	1	100
6 みそ製造業	18	9	12	133
7 醤油製造業	1	1	2	400
8 みそ又はしょうゆ製造業	11	6	2	36
9 ソース類製造業	0	0	0	
10 納豆製造業	0	0	0	
11 食品の小分け業	6	3	3	100
12 密封包装食品製造業	19	10	13	137
Eランク（3年に1回以上）	317	106	156	148
1 飲食店営業のうち簡易な営業	307	102	155	151
2 喫茶店営業	10	3	1	30
Fランク施設（5年に1回以上）	639	128	274	214
1 飲食店営業（露店・自動車・自販機）	172	34	57	166
2 喫茶店営業（露店・自動車・自販機）	24	5	2	42
3 菓子製造業（露店・自動車）	13	3	0	0
4 魚介類販売業（自動車）	2	0	0	0
5 食肉販売業（自動車）	0	0	0	
6 調理の機能を有する自動販売機	3	1	1	167
7 乳搾取業	0	0	0	
8 営業届出業種	425	85	214	252
計	2,076	1,300	1,220	94

<表4 食品衛生講習会実施状況>

実施回数	受講者数
14回	498人

<表5 処分状況>

処分内容	件数
営業停止	0
回収命令	0
始末書徴収	0

<表6-1 和歌山県食品衛生管理認定制度による認定・確認施設数>

	県HACCPシステム認証制度	県食品衛生管理認定制度（旧）		
		区分1 （一般的衛生管理プログラム推進営業）	区分2 （HACCPシステム導入営業）	区分3 （HACCPシステム推進営業）
施設数	1	0	0	1

<表6-2 流通・販売における衛生管理届出状況>

届出施設数	届出内訳			
	橋本市	かつらぎ町	九度山町	高野町
8	5	2	1	0

(4) 食品表示に係る相談及び指導

食品製造業者及び加工業者等の包装食品の表示全般（食品表示法、健康増進法、薬機法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法など）の相談を受けつけ、助言等を行っている。食品表示法等に基づく食品表示については、適切な表示がされるよう指導を行っている。また、食品営業施設への監視時に違反を発見した場合においても、食品製造施設を所管する自治体等において指導されるよう連絡する体制となっている。

令和5年度の食品表示相談件数を表7に示す。

<表7 食品表示相談受付状況>

相談者の内訳	件数
事業者	38
消費者	0
印刷業者	0
その他	0

(5) 食品等検査

不正・不良食品等の流通を防ぐため、管内の食品営業施設から食品の収去あるいは試買を行い、微生物検査や理化学検査を実施している。また、食鳥処理施設については施設や食鳥の拭き取りを実施し、カンピロバクター等による汚染の実態や原因を調査している。

令和5年度の食品等の検査状況を表8に示す。

<表8 食品収去検査及び放射性物質モニタリング調査実施状況>

検査内容	検体数
(理化学検査)	
釜揚げしらすの漂白剤・殺菌剤使用基準(過酸化水素)	2
畜水産食品の残留有害物質(抗生物質及び合成抗菌剤)	15
野菜・果実等の残留農薬(農薬220項目)	16
輸入果実の防かび剤(イザリル、チアベンダゾール等)	2
食品添加物(※指定外添加物を含む)	10
アレルギー物質	1
米の成分規格(カドミウム)	2
(微生物検査)	
アイスクリーム類・氷菓の成分規格(一般細菌、大腸菌群)	5
生めん類衛生規範検査(一般細菌、黄色ブドウ球菌、大腸菌(群))	1
流通食品の汚染実態調査(腸管出血性大腸菌(0157,026等))	5
流通食品の汚染実態調査(カンピロバクター)	3
流通食品の汚染実態調査(サルモネラ)	5
浅漬の衛生規範(大腸菌、腸炎ビブリオ)	2
生食用鮮魚介類の成分規格(腸炎ビブリオ)	2
生食用かきの成分規格及びノロウイルス汚染実態調査(ノロウイルス)	1
ナチュラルチーズの成分規格及びリステリア実態調査(リステリア)	1
食鳥処理場調査<施設及び食鳥肉拭き取り> (サルモネラ、大腸菌、カンピロバクター)	20

2 食鳥検査

当保健所管内には、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項に基づく認定小規模食鳥処理場が1施設あり（表1）、食鳥検査員が定期的に各施設の立入検査を実施し、同項の確認規程に基づく確認の適正な実施のための技術的な指導を行っている。

令和5年度は成鶏26,109羽、ブロイラー15,558羽の処理を行っている。

また、食鳥処理場における衛生管理指導の一貫として、と体、器具等のふきとり検体の採取を行い、一般細菌数、大腸菌群数、サルモネラ菌（定性）、カンピロバクター（定性）について調べ（表2）、処理工程の改善等の指導を行い、食中毒菌による汚染の低減がなされた。

表1 認定小規模食鳥処理場施設数

処理形態	施設数
法律第2条第5号イの行為	0
ロの行為	0
イ及びロの行為	1
計	1

表2 食鳥処理場における菌検査の延べ検体数

	一般細菌数	大腸菌群数	サルモネラ （定性）	カンピロバク ター（定性）
洗浄後丸と体	4	4	4	4
処理・加工された食鳥肉	4	4	4	4
処理加工に使用した 包丁・まな板	4	4	4	4
冷蔵保管庫内の床・ 保管容器	4	4	4	4
作業台	2	2	2	2
冷蔵庫取っ手	2	2	2	2

※1 食品衛生の（5）食品等検査における食鳥処理場調査検体数の再掲

3 狂犬病予防及び動物の愛護及び管理に関する法律関係

当所管内の犬・猫等による苦情内容については、表1および表2のとおりであり、猫の引取数が依然として多い状態にある。

和歌山県では、平成29年4月1日に和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例が一部改正され、地域猫対策の計画を認定する制度が制定された。各市町における認定件数は、表3のとおりである。

また、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射については各市町の事務であるが、当所としても狂犬病予防対策として、登録及び予防注射の実施等について啓発・指導を行っている。各市町における犬の登録及び狂犬病予防注射頭数は、表4のとおりである。

さらに、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱業については、表5-1及び2のとおり施設があり、登録・届出事務及び施設に対する調査・指導も行っている。

表1 動物保護管理指導状況 令和5年4月1日～令和6年3月31日

	保護管理業務頭数									咬傷事故		指導件数			告発件数
	犬の保護	引取り		負傷動物収容			返還			咬傷犬頭数	被害者数	登録・注射	適正管理指導	その他関連	
		犬	猫	犬	猫	その他	犬	猫	その他						
計	5	7	8	0	17	0	2	0	0	2	3	0	1	3	0

表2 苦情（依頼）状況 令和5年4月1日～令和6年3月31日

	犬抑留	猫地域猫支援	放し飼い	鳴き声	田畑荒らし	糞尿	恐怖	所有者引取	拾得者引取	負傷動物収容	迷い犬・猫	失踪問合わせ	飼育指導	咬傷事故	遺棄	虐待	餌やり行為	その他	合計
犬	10	3	4	0	0	0	5	6	0	5	10	0	3	0	3	0	2	51	
猫	35	0	0	8	15	0	6	4	13	2	41	0	0	4	3	8	12	151	
その他		0	0	0	0	0			0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
計	45	3	4	8	15	0	11	10	13	7	52	0	3	4	6	8	14	203	

表3 地域猫対策計画認定状況 令和6年3月31日現在

	橋本市	かつらぎ町	九度山町	高野町	合計
認定数	36	14	2	1	53

表4 登録・注射実施状況

令和5年4月1日～令和6年3月31日

	飼い犬登録		狂犬病予防注射			注射実施率
	新規登録	総登録数	開業獣医師 実施分	開業獣医師 以外実施分	計	
橋本市	186	3,286	2,187	0	2,187	66.6%
かつらぎ町	106	1,222	630	0	630	51.6%
九度山町	10	196	120	0	120	61.2%
高野町	9	152	74	0	74	48.7%
合計	311	4,856	3,011	0	3,011	62.0%

表5-1 第一種動物取扱業延べ登録数

令和6年3月31日現在

業種	橋本市	かつらぎ町	九度山町	高野町	計
販売	15	3	0	0	18
保管	17	2	0	0	19
展示	1	0	0	0	1
訓練	1	1	0	0	2
譲受飼養	1	0	0	0	1
計	35	6	0	0	41

表5-2 第二種動物取扱業延べ届出数

業種	橋本市	かつらぎ町	九度山町	高野町	計
展示	1	0	0	0	1
譲渡し	0	0	0	0	0
計	1	0	0	0	1

4 環境衛生

(1) 生活衛生営業(利用)許可状況

① 旅館業

宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業。旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与する。

② 理容所

理容(頭髪の刈込、顔剃り等の方法により、容姿を整える)の業を行うために、理容師(厚生労働大臣の免許を受けた者)を配置し、設けられた施設。理容の業務が適正に行われるよう規律し、もって公衆衛生の向上に資する。

③ 美容所

美容(パーマネットウェーブ・結髪・化粧等の方法により、容姿を美しくすること)の業を行うために、美容師(厚生労働大臣の免許を受けた者)を配置し、設けられた施設。美容の業務が適正に行われるよう規律し、もって公衆衛生の向上に資する。

なお、県の衛生管理指導要綱により、福祉施設等への出張理・美容についても届出を受理している。

④ クリーニング

クリーニング業とは、溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品の原型のまま洗濯することを営業とするものである。クリーニング所は、洗濯物の処理又は受取及び引渡しのための営業者の施設である。

⑤ 公衆浴場

温湯・潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設。

⑥ 興行場

映画・演劇・音楽・スポーツ・演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設。

⑦ 温泉

温泉を公共の浴用・飲用に供しようとする場合は、知事の許可が必要。

令和6年3月31日現在

業種	営業(利用)許可状況			橋本市	かつらぎ町	九度山町	高野町
	新規	廃業	現在数				
旅館*	7	7	138	18	42	8	70
理容所	0	3	107	69	30	5	3
出張理容(人)	-	-	(17)	-	-	-	-
美容所	7	4	226	156	53	8	9
出張美容(人)	-	-	(13)	-	-	-	-
クリーニング所(取次所)	2(2)	12(7)	34(20)	23(14)	9(5)	0(0)	2(1)
公衆浴場	0	0	12	7	5	0	0
興業場	0	0	1	1	0	0	0
温泉	0	0	12	4	5	0	3

(2) 浄化槽保守点検登録業者許可状況

和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者について、登録制度を設けることにより、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。

令和6年3月31日現在

市町村（営業所在地）	橋本市	かつらぎ町	九度山町	高野町
登録業者数	2	1	1	0

(3) 一般廃棄物処理施設

市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない、その中で、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない、とされている。

また、市町村の処理として、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集、運搬及び処分しなければならない、とされている。〔廃棄物の処理及び清掃に関する法律 抜粋〕

① ごみ処理施設設置状況

令和6年3月31日現在

市町村	施設の所在地	名 称	能 力 t/日	処 理 方 法	設 置 年月
橋本市	彦谷752-7	橋本市一般廃棄物処理場	—	埋 立	H5.4
高野町	高野山13-3	高野町高野山不燃物処理場	—	埋 立	H23.4
橋本周辺広域市町村圏組合(※)	橋本市高野口町大野1827-28	橋本周辺広域ごみ処理場(エコライフ紀北)	101	全連続燃焼式ストーカ炉	H21.7

※橋本市・かつらぎ町・九度山町・高野町

② し尿処理施設設置状況

令和6年3月31日現在

市町村	施設の所在地	名 称	能 力 kl/日	処 理 方 式	設 置 年月
橋本伊都衛生施設組合(※)	橋本市学文路172	橋本環境管理センター	150	低希釈二段活性汚泥	S59.3

※橋本市・かつらぎ町・九度山町

(4) 遊泳用プール（学校プールを除く。）の状況

遊泳用プールの衛生基準（平成19年5月28日付け健発第0528003号 厚生労働省健康局長）及びプールの安全標準指針（平成19年3月 文部科学省 国土交通省）が示されているため、学校を除く遊泳用プールについて指導を実施している。

令和6年3月31日現在

	施設数	内訳			
		橋本市	かつらぎ町	九度山町	高野町
遊泳用プール（学校を除く）	8	5	2	1	0

(5) 公害関係法令関係施設

大気汚染（大気汚染防止法、和歌山県公害防止条例（以下「県条例」とする。））、水質汚濁（水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、県条例）、ダイオキシン（ダイオキシン類対策特別措置法）に規定する特定施設は、設置する事業者によってそれぞれの法令に基づき届出され、排出基準が適用される施設については県で立入検査を行っている。

公害関係法令 各種届出件数（令和5年度）

	大気汚染防止法	水質汚濁防止法	瀬戸内海特別措置法	土壌汚染対策法	県条例	計
橋本市	8	9	2	2	4	25
かつらぎ町	6	7	0	3	0	16
九度山町	0	2	0	2	0	4
高野町	0	3	0	0	0	3
計	14	21	2	7	4	48

(6) 産業廃棄物関連等許可件数（令和6年3月31日現在）

- ・産業廃棄物の処理については、排出事業者自身が適正に処分することが原則で、処理できない場合に限り、県知事等が許可した産業廃棄物処理業者にその処理を委託することができる。橋本保健所管内では、産業廃棄物の焼却・破砕などの中間処理を行うことができる許可業者が13事業者、積替え保管を含む産業廃棄物収集運搬業者が8事業者ある。
- ・産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例に基づき、残土処分場である特定事業場が管内に5事業者ある。

	廃棄物処理法		条例
	処分業	積替保管	特定事業場
橋本市	10	7	3
かつらぎ町	2	1	2
九度山町	1	0	0
高野町	0	0	0
計	13	8	5

(7) 公害関係苦情受理件数（令和5年度）

これらの事業所や廃棄物処理施設に加えて不法投棄などの苦情・相談を受付、必要な調査、報告徴収し指導を行っている。

	大気汚染	水質汚濁	産業廃棄物	その他	計
橋本市	2	1	1	1	5
かつらぎ町	0	2	1	0	3
九度山町	0	0	0	0	0
高野町	0	0	0	0	0
計	2	3	2	1	8

(8) 環境保全関連 立入調査及び現地確認件数（令和5年度）

事業所への立入調査及び現地確認（苦情対応を含む）件数は、大気汚染関連9件、水質汚濁関係8件、不法投棄及び屋外燃焼行為（野焼き）関係10件であり、うち5件について指導を行った。

(9) 産業廃棄物関連 処分業者への指導・処分件数（令和5年度）

指導・処分件数
0

(10) フロン排出抑制法登録業者（令和6年3月31日現在）

業務用エアコン、業務用冷凍・冷蔵機器にフロン類の充填又は回収を行う業者は、県への登録と、年度ごとに回収量の実績報告の義務がある。

第一種フロン類充填回収業者
7

(11) 自動車リサイクル法登録業者（令和6年3月31日現在）

使用済み自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）により使用済自動車引取業者等の登録の義務がある。

引取業	フロン回収業	解体業	破砕業
10	8	3	1

(12) 県外産業廃棄物の搬入協議申請承認件数（令和5年度）

・事業者等が産業廃棄物の処理のため、県外から県内処理施設へ搬入する場合は搬入協議書を提出のうえ、知事の承認を受ける必要がある。

なお、知事が搬入を認める場合の承認理由は次のとおりである。

- ①特殊な処理又は保管が必要な産業廃棄物であって、その処分又は保管施設が和歌山県内にしかない場合
- ②搬入された県外産業廃棄物が県内で有効利用される場合
- ③県内の建設業者（和歌山市内の建設業者も含む）が県外で工事を行い、その工事現場で生じた産業廃棄物を持ち帰る場合

承認件数	3件
------	----

5 水道

水道水の供給を行うためには、水道の水の元になる原水を浄水場で安心して飲める水にし、配水池に貯えられた後、配水管を通して家庭等の蛇口まで送られていくことになる。このような設備は、橋本保健所管内に上水道2施設、簡易水道11施設がある。

管内の水道普及率は、給水人口80,268人で、総人口83,611人に対し96.0%であり、未給水人口は3,343人である。

(1) 管内水道施設普及状況

令和6年3月31日現在

市町村名	区分 施設名称	行政区域人口 (人)	上水道			簡易水道			計			普及率 %
			施設数	計給水人口 (人)	画人口 (人)	現給水人口 (人)	施設数	計給水人口 (人)	画人口 (人)	現給水人口 (人)		
橋本市	橋本市上水道	60,818	1	67,100			1	67,100	59,146	97.3		
かつらぎ町	かつらぎ町上水道		1	13,400				13,400	11,805			
茨田	茨田簡易水道				2,290	1,510		2,290	1,510			
広島	広島簡易水道				270	182		270	182			
教良寺	教良寺簡易水道				167	115		167	115			
見好	見好簡易水道				1,170	787		1,170	787			
御東	御東簡易水道				200	181		200	181			
新野	新野簡易水道				350	284		350	284			
天城	天城簡易水道				160	116		160	116			
梁瀬	梁瀬簡易水道				400	166		400	166			
	計	15,967	1	13,400	5,007	3,341	9	18,407	15,146	94.9		
九度山町	九度山町簡易水道	3,856			4,361	3,765	1	4,361	3,765	97.6		
高野町	高野町簡易水道				2,140	2,043	1	2,140	2,043			
高野町	高野町簡易水道				820	270	1	820	270			
	計	2,970	0	0	2,960	2,313	2	2,960	2,313	77.9		
	合計	83,611	2	80,500	12,328	9,419	13	92,828	80,370	96.1		

※高野町上水道及び神谷簡易水道は令和3年度の事業見直しにより高野町上水道は簡易水道へ、神谷簡易水道は飲料水供給施設になったため除外する。

(2) 簡易専用水道施設検査実施状況

貯水槽水道施設のうち受水槽有効水量が10立方メートルを超える施設は設置場所の市町への届出対象である。
 年1回義務づけられている法定定期検査を設置者から保健所が委託を受け57施設を検査実施している。

令和5年4月1日～令和6年3月31日

項目	月 別 件 数												合計		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
簡易専用水道 (施設検査)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	15	11	24	57
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	15	6	15	22

6 自然公園

本県は、多くの文化財や史跡、山岳、高原、溪谷など素晴らしい景観を持った郷土である。「自然公園」はこれらの風景地を指定する地域性の公園で、指定されると出来る限りそのままの姿で、大切に保護するとともに、秩序だてて広く利用してもらうため「自然公園制度」を執っている。

自然公園内の風致景観を保護するために国立・国定公園については、自然公園法に基づく、また県立自然公園については、県立自然公園条例に基づく許可又は届出が必要とされ、許可・申請事務等を行っている。

自然保護活動や適切な利用を推進する活動を行う、自然公園指導員は、県及び市町村に協力して、自然公園を巡回し、必要な情報の収集及び報告を行い、必要に応じて自然公園利用者に対し自然公園利用の際の遵守事項、マナー、事故防止等の助言及び指導を行っている。

県及び市町村は、第1種自然保護監視員として所管する地域の自然公園について、自然公園指導員等と情報交換及び連携・協力し、状況を把握し、保護及び適正な利用や保全を行っている。

(1) 管内の自然公園

令和6年3月31日現在

自然公園名	指定年月日	当管内関係市町村
高野龍神国定公園	昭和42年 3月23日	高野町 かつらぎ町
金剛生駒紀泉国定公園	平成 8年10月 2日	橋本市 かつらぎ町
高野山町石道玉川峡 県立自然公園	昭和43年 1月 6日 平成21年4月28日名称 変更及び公園計画の変更	橋本市 かつらぎ町 九度山町、高野町

(2) 管内の自然公園許認可件数

令和6年3月31日現在

自然公園名	許可件数	備考
高野龍神国定公園	20	届出2件
金剛生駒紀泉国定公園	0	
高野山町石道玉川峡県立自然公園	0	

7 鳥獣保護

本県では、豊かな自然に恵まれ、県土に占める林野面積の比率は77%と高く、野生鳥獣の生息に適した地域が数多く残されている。

しかし、一方では、県内の大部分が森林に覆われているものの、人工林化の影響による単一な生態系が拡大し、生息環境が悪化しているのも現実である。

このような状況の中で、和歌山県鳥獣保護事業計画において、鳥獣の保護繁殖を積極的に推進するため、鳥獣の生息環境に適した地域を鳥獣保護区として指定している。

鳥獣保護区の指定期間は原則として10年であり、環境の変化等を考慮した上で見直しを行いながら、原則として期間更新を行い、既設鳥獣保護区の維持と充実を図り鳥獣の保護繁殖に努めている。

また、鳥獣保護区等の維持管理、鳥獣の生息状況の調査、違法捕獲等の防止のために鳥獣保護管理員を委嘱して勤務報告を受けている。

(1) 管内の鳥獣保護区

鳥獣保護区名	指定期間	面積 (ha)
高野山鳥獣保護区	令和14年10月31日まで	2,882
高野山特別保護地区	令和14年10月31日まで	上欄2,882のうち 130
かつらぎ鳥獣保護区	令和7年10月31日まで	3
天野鳥獣保護区	令和8年10月31日まで	310
花坂鳥獣保護区	令和11年10月31日まで	8
梁瀬鳥獣保護区	令和15年10月31日まで	1
橋本鳥獣保護区	令和9年10月31日まで	14
伊都鳥獣保護区	令和12年10月31日まで	865
信太鳥獣保護区	令和12年10月31日まで	8
北寺鳥獣保護区	令和6年10月31日まで	5.2
下兵庫鳥獣保護区	令和13年10月31日まで	1,225
富貴鳥獣保護区	令和7年10月31日まで	2
高野口鳥獣保護区	令和8年10月31日まで	90
河根鳥獣保護区	令和8年10月31日まで	40
花園鳥獣保護区	令和9年10月31日まで	57

(2) 鳥獣保護管理員

[主な活動]

- ・狩猟者への指導、保護区管理、密猟取締り
- ・ガンカモ科鳥類生息調査
- ・野鳥違法捕獲取締り
- ・有害鳥獣捕獲許可に係る現地調査

[活動実績] 令和5年度

	鳥獣保護管理員	累計
人数	3名	
活動日数	52日	156

令和2年度から会計年度任用職員として採用され伊都振興局4市町を4名で巡視を行う。
(令和5年度から1名欠員(定員4名)により3名体制で巡視を行っている)

(3) 令和5年度 傷病鳥獣受入状況(市町別・鳥獣別)

人の関与が原因で傷ついた野生鳥獣や希少な野生鳥獣については、県民や市町等からの通報を受けた場合、救護し管内の指定救護医である「藪添動物病院」へ搬送し、処置・回復後、放獣している。なお、イノシシ、ニホンザル及びニホンジカ等の有害獣やアライグマ等の特定外来生物は、救護の対象とはならない。

	橋本市	かつらぎ町	九度山町	高野町	計
鳥類	15	1	1		17
獣類	3		1		4
合計	18	1	2		21

(令和5年度の件数については、県民からの直接持ち込み)

(4) ツキノワグマ出没対応

紀伊半島(奈良県・三重県・和歌山県)に生息する「ツキノワグマ」は、貴重な地域個体群(生息数:約180頭と推定)のため、「ツキノワグマ保護管理指針」に基づき、人身被害を与える等以外は、調査・放獣し、保護している。

令和5年度:目撃情報14件(かつらぎ町1件、高野町:13件)

錯誤捕獲による放獣1件(かつらぎ町:1件)

令和4年度:目撃情報12件(高野町:12件)

錯誤捕獲による放獣1件(高野町:1件)

令和3年度:目撃情報34件(かつらぎ町:17、高野町:17)

錯誤捕獲による放獣2件(橋本市:2件)

建物内への侵入2件(高野町:2件)

令和2年度:目撃情報3件(橋本市:0、かつらぎ町:0、九度山町:1、高野町:2)

九度山町のツキノワグマはワナによる死亡獣

令和元年度:目撃情報8件(橋本市:1、かつらぎ町:1、九度山町:2、高野町:4)

平成30年度：目撃情報6件（かつらぎ町：2、九度山町：1、高野町：3）
 平成29年度：目撃情報12件（かつらぎ町：3、高野町：9）
 錯誤捕獲による放獣1件（高野町：1件）
 平成28年度：目撃情報21件（橋本市：1、かつらぎ町：5、九度山町：1、高野町：14）
 平成27年度：目撃情報11件（橋本市：4、かつらぎ町：1、九度山町：1、高野町：5）
 錯誤捕獲による放獣2件（橋本市：1、高野町：1）
 平成26年度：目撃情報13件（橋本市：0、かつらぎ町：1、九度山町：0、高野町：12）
 平成25年度：目撃情報34件（橋本市：0、かつらぎ町：1、九度山町：1、高野町：32）
 平成24年度：目撃情報13件（橋本市：2、かつらぎ町：2、九度山町：5、高野町：4）
 平成23年度：目撃情報6件（橋本市：1、かつらぎ町：1、九度山町：3、高野町：1）

(5) 高病原性鳥インフルエンザ対応

高病原性鳥インフルエンザについては、環境省マニュアルにより、レベル(1～3)に応じて、死亡野鳥の回収を行うとともに、住民からの問い合わせに対して、不安の解消に努める。

令和 5年度：死亡野鳥回収	0件
令和 4年度：死亡野鳥回収	0件
令和 3年度：死亡野鳥回収	0件
令和 2年度：死亡野鳥回収	0件
令和 元年度：死亡野鳥回収	0件
平成30年度：死亡野鳥回収	0件
平成29年度：死亡野鳥回収	0件
平成28年度：死亡野鳥回収	0件
平成27年度：死亡野鳥回収	0件
平成26年度：死亡野鳥回収	0件
平成25年度：死亡野鳥回収	0件
平成24年度：死亡野鳥回収	0件
平成23年度：死亡野鳥回収	0件
平成22年度：死亡野鳥回収	15件

8 薬事、麻薬等薬物及び毒物劇物関係

(1) 薬事関係監視指導

医薬品や医療機器等の有効性、安全性の確保を図るため、薬局、医薬品販売業者等に対し施設の構造設備、管理状況について監視指導を行っている。施設数及び監視件数については以下の表のとおり。

薬事関係許可施設数及び監視件数

令和6年3月31日現在

	橋本市	かつらぎ町	九度山町	高野町	計	監視件数	監視率(%)	不適事項指摘数
薬局	33	10	2	3	48	48	100	0
店舗販売業	16	5	0	1	24	17	70.8	1
卸売販売業	7	1	0	0	8	2	25	0
薬種商販売業	0	0	0	0	0	0	0	0
特例販売業	0	0	0	14	14	0	0	0
配置販売業	1	0	0	0	1	0	0	0
高度管理医療機器販売業	30	5	1	0	36	16	44.4	0

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が2類から5類への移行に伴い、規制も緩和され、監視率の県目標である42.5%を薬局・店舗販売業・販売業において目標を達成した。

☆無承認無許可医薬品の取り締まり、広告監視の強化、一斉監視における薬事監視を徹底している。またインターネット上の未承認医薬品等の広告についても監視を行っている。

(2) 医薬分業の推進

医薬分業は全国的には順調に進展していたが、令和5年度の医薬分業率は80.3%、対前年度比3.9ポイント増となっている。

本県においては、令和5年度の医薬分業率は64.1%、対前年度比3.2ポイント増となっている。

(3) 薬業連携の推進

「病院の薬剤師」と「薬局の薬剤師」の連携により、地域の医薬分業の問題点の解決や医薬品に関する情報提供の強化を図る。

(4) 麻薬取扱施設監視指導

医療用麻薬の使用量は年々増加しており、麻薬事故件数が依然として多いことから、麻薬及び向精神薬取締法第に基づく麻薬取扱施設に対し取扱い、保管、管理等について監視指導を行っている。

麻薬小売業者に対する監視件数は下表のとおり。麻薬の廃棄届は31件であった。
なお、覚せい剤原料の廃棄届は4件であった。

		施設数	監視件数	違反件数	事故件数
麻薬研究		2	0	0	0
麻薬卸売業		1	1	0	0
麻薬小売業		44	44	0	0
麻薬診療施設	病院	5	5	0	8
	一般診療所	29	2	0	0
	歯科診療所	0	0	0	0
	動物診療所	0	0	0	0

(5) 不正大麻・けし撲滅

大麻（大麻取締法）・けし（あへん法）に係る事犯の発生は依然として後を絶たない現状にある。

特にけしに関しては「植えてもよいけし・植えてはいけないけし」の判別知識の不足から、観賞用として栽培する事例及び不正自生けしを放置する事例が多い。その都度抜去根絶を進めている状況にあり、管内での過去5年における自生けしの発見箇所と抜去本数は以下のとおり。

管内自生けしの発見箇所と抜去本数

	令和				
	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度
発見箇所	6	14	5	6	8
抜去本数	2100	5492	818	312	747

(6) 毒物劇物販売業監視指導

毒物劇物による事故等を防止するため、毒物劇物営業者等に対して構造設備、管理状況について監視指導を行っている。また、農薬危害防止運動期間（6月～7月）において、伊都振興局農業振興課と合同で、農薬事故等を防止するため、毒物劇物営業者に対する監視指導の強化及び啓発を実施している。

毒物劇物販売業者施設数及び監視件数

	橋本市	かつらぎ町	九度山町	高野町	計	監視件数	監視率(%)	指導数 不適事項
毒物劇物農業用品目販売業	4	9	0	1	14	12	85.7	0

(7) 薬物乱用防止事業

麻薬、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ、シンナー等の薬物乱用は、単に乱用者の身体、生命に危害を及ぼすのみならず、青少年の健全な育成を阻み、家庭を崩壊させ、社会の秩序を乱す等計り知れない影響を及ぼすものである。

このような薬物乱用による危害を広く国民一般の方々に正しく認識してもらい、国民が一体となってこれに立ち向かう態勢を作り、薬物乱用による弊害の根絶を期することを目的としている。

○主な活動内容

- ・ 薬物の乱用が低年齢化しており、また乱用される薬物が多様化していることから、小学校・中学校・高等学校等で、薬物乱用防止教室を実施し、薬物に関する正しい知識を普及している。令和5年度は管内で薬物乱用防止教室を5校実施し、県に登録したボランティア講師により12校実施した。
- ・ 薬物乱用防止指導員協議会伊都橋本地区協議会を運営し、薬物乱用防止指導員を支援し「薬物乱用防止街頭啓発」等あらゆる機会をとらえ、地域に密着した啓発活動を行っている。
- ・ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び麻薬・覚醒剤乱用防止運動において、薬物乱用防止指導員と連携した啓発活動を実施する。

・令和5年度活動実績

日時	内 容
【会議等の開催】	
R5. 5. 26	令和5年度伊都橋本地区協議会総会
年間	各団体による研修会、会議、総会、ミニ集会等
【青少年に対する啓発】	
年間	各小・中・高等学校における薬物乱用防止教室の実施（計25校）
R5. 10. 26	わかやま NO!DRUG!フェスティバル（高野町立高野山中学校）
【各種啓発活動】	
R5. 6. 24	令和5年度「ダメ。ゼッタイ。」普及運動街頭啓発 （オークワオーストリート橋本彩の台店）
R5. 10. 17~R5. 10. 23	薬と健康の週間（管内各薬局での来局者に対して啓発）
R5. 11. 11	令和5年度麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動に係る街頭啓発（大収穫祭 IN 九度山）
【地域における指導員活動】	
会合等を利用した啓発活動（総会・ミニ集会等）：橋本保健所管内3ヶ所	
学校等での啓発活動（あいさつ運動等）：橋本保健所管内10ヶ所	
地域イベント等での啓発活動（啓発物配布等）：橋本保健所管内5ヶ所	
学校等での啓発活動（薬物乱用防止教室）：橋本保健所管内8ヶ所	
大人に向けての啓発活動（薬物乱用防止教室）：橋本保健所管内5ヶ所	

9 骨髄バンク、臓器移植、献血事業関係

(1) 骨髄バンク推進事業

骨髄移植（末梢血幹細胞移植も含む）は、白血病や再生不良性貧血などの血液疾患患者を救うことのできる治療法である。

骨髄移植が成功するためには、患者と骨髄提供者（ドナー）の白血球の型（HLA 型）が一致する必要があるが、HLA 型が一致する確率は、兄弟姉妹で 4 人に 1 人、それ以外の非血縁者間では数百から数万人に 1 人と非常に稀なため、骨髄移植を受けられず移植を待っている患者が少なくない。

そのため、広く一般の方々に善意で骨髄提供を呼びかける骨髄バンク事業が行われている。この事業は、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり、国、日本赤十字社、自治体の協力によって推進されている。

橋本保健所では、所内での月 1 回クリニック（第 2 火曜日）において骨髄バンクドナー登録窓口を設置している。また、献血時に骨髄バンクドナー登録が同時にできる「献血併行型骨髄バンクドナー登録会」を実施している。令和 5 年度については管内 2 箇所で開催し、計 7 名の新規登録者を確保した。

(2) 臓器移植推進事業

臓器移植とは、臓器機能が低下、または不全状態になってしまい、移植でしか治療できない方のための唯一の根治療法である。日本では、数多くの方が移植を希望しながら亡くなっているのが現状となっている。臓器提供者の側には、費用の負担は一切なく、善意による無償の提供となっている。

脳死での臓器提供には、本人の書面による生前の意思表示と家族の承諾が必要だったが、臓器移植法が改正され、本人の意思が不明な場合も、家族の承諾があれば臓器提供が可能となった。これにより、15 歳未満の方からの脳死下での臓器移植ができるようになった。

橋本保健所では、所内窓口において意思表示カード付きリーフレットを設置している。

(3) 献血

全国的に少子高齢社会が進行する中、血液製剤の国内自給の原則に基づき、和歌山県、市町村、和歌山県赤十字血液センターが連携し、献血の知識、必要性、血液製剤についての普及啓発や効率的な献血の実施を図り、年間を通じて献血者を安定的に確保することにより、県内で必要とされる輸血用血液を医療機関に安定的に供給することを目的と

する。

管内の献血推進事業としては、和歌山県赤十字血液センターの移動採血車により実施しているが、市町との連携のもと400mlを中心に献血者の増加を図るとともに、若年層への一層の啓発に努めている。

令和5年献血実施状況

市町村名	献血 実施回数	採血者数				不適格者数
		200ml	400ml	成分	計	
橋本市	37	9	1,216	0	1,225	120
かつらぎ町	14	2	363	0	365	32
九度山町	4	2	160	0	162	10
高野町	2	13	25	0	38	11

○若年層の普及啓発

今後、献血可能人口がさらに減少することが予想されることから、献血者の確保を図るため、若年層に対する普及啓発を一層推進する必要がある。特に高校在学中の献血の経験は、将来を担う若年層への献血思想の普及という観点から重要であるため、「高校生献血学習」等の事業を通じ、献血の意義等を理解してもらう。

○啓発活動実績

- ・愛の血液助け合い運動

令和5年7月2日（日）：スーパーセンターオークワ橋本店

- ・はたちの献血キャンペーン

1月中に各市町における成人式においてパンフレットの配布

(4) フィブリノゲン製剤等に関する相談

フィブリノゲン製剤は、人の血液成分を原料とした医薬品の一種で、かつては大量出血時の止血等の目的で、特に昭和63年6月以前は多くの医療機関で用いられていた。しかし、その当時、フィブリノゲン製剤の原料に混入した肝炎ウイルスを不活性化するための技術が十分でなかったことから、平成6年以前に同製剤を投与された方は、肝炎ウイルスに感染している可能性が一般の方より高いと考えられている。そのため、フィブリノゲン製剤の納入先とされている医療機関を公表し、これら医療機関の協力を得て、同製剤を投与された可能性のある方に対し肝炎ウイルス検査の呼びかけを行うこととしており、これらについての相談窓口を橋本保健所に設置している。

